

第 6 期越谷市障がい福祉計画
第 2 期越谷市障がい児福祉計画
(案)

令和 3 年 2 月現在

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	4
4. 基本理念.....	4
5. 国の基本指針について.....	5
第2章 計画の成果目標.....	6
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	6
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	7
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	8
4. 福祉施設から一般就労への移行等.....	9
5. 障がい児支援の提供体制の整備等.....	11
6. 相談支援体制の充実・強化等.....	13
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築.....	14
第3章 サービスの見込量と見込量確保のための方策.....	16
1. 「障害福祉サービス・相談支援」の見込量と見込量確保のための方策.....	17
2. 「地域生活支援事業」の見込量と見込量確保のための方策.....	25
3. 「障がい児支援」の見込量と見込量確保のための方策.....	38
4. 「発達障がい者等に対する支援」の見込量と見込量確保のための方策.....	42
5. 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係る見込量と見込量確保の ための方策.....	43
6. 相談支援体制の充実・強化等に係る取組み.....	46
7. 障害福祉サービス等の質の向上に係る取組み.....	48
第4章 計画の実現に向けて.....	50
資料編.....	53
1. 計画の策定体制.....	55
2. 越谷市社会福祉審議会.....	58
3. 越谷市障害者地域自立支援協議会.....	61
4. 越谷市障がい者計画等策定委員会.....	63
5. アンケート調査等の概要.....	66
6. パブリックコメントの実施結果の概要（件数等）.....	69
7. 用語解説.....	70
8. 障害者手帳所持者数等の推移.....	76

※ 本計画書での「障害者」、「障害」の表記について

「障害者」、「障害」の表記について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい者」、「障がい」と表記します。

※ 本計画書での「障がい者」、「障がい児」、「障がい者等」とは

「障がい者」は18歳以上の障がい者を、「障がい児」は18歳未満の障がい児を、「障がい者等」は18歳以上の障がい者及び18歳未満の障がい児をそれぞれ表すものとします。

※ 本計画書の見込みの数値について

「第2章 計画の成果目標」及び「第3章 サービスの見込量と見込量確保のための方策」の各項目における令和3年度から令和5年度までの見込みの数値については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、令和元年度までの実績等に基づき算出しています。

なお、令和2年度の見込みの数値については、令和2年4月から8月までの実績に基づいています。

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成28年3月に策定した「第4次越谷市障がい者計画」において掲げた「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の基本理念に基づき、各種障がい福祉施策を進めてきました。

また、平成30年3月には、障害者総合支援法^{※1}及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項について定める「第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者等への効率的・効果的な支援体制の充実を図ってきました。

「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の策定に際し、国から提示された基本的な指針^{※2}においては、地域生活を希望する障がい者が地域での暮らしを継続することができるような体制の確保や地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築、障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保等についての考え方が追加されています。また、障害者文化芸術活動推進法^{※3}や読書バリアフリー法^{※4}の施行など、障がい者の社会参加の促進に係る法整備も進んでいることを踏まえ、障がい者の社会参加を支える取組みも求められています。

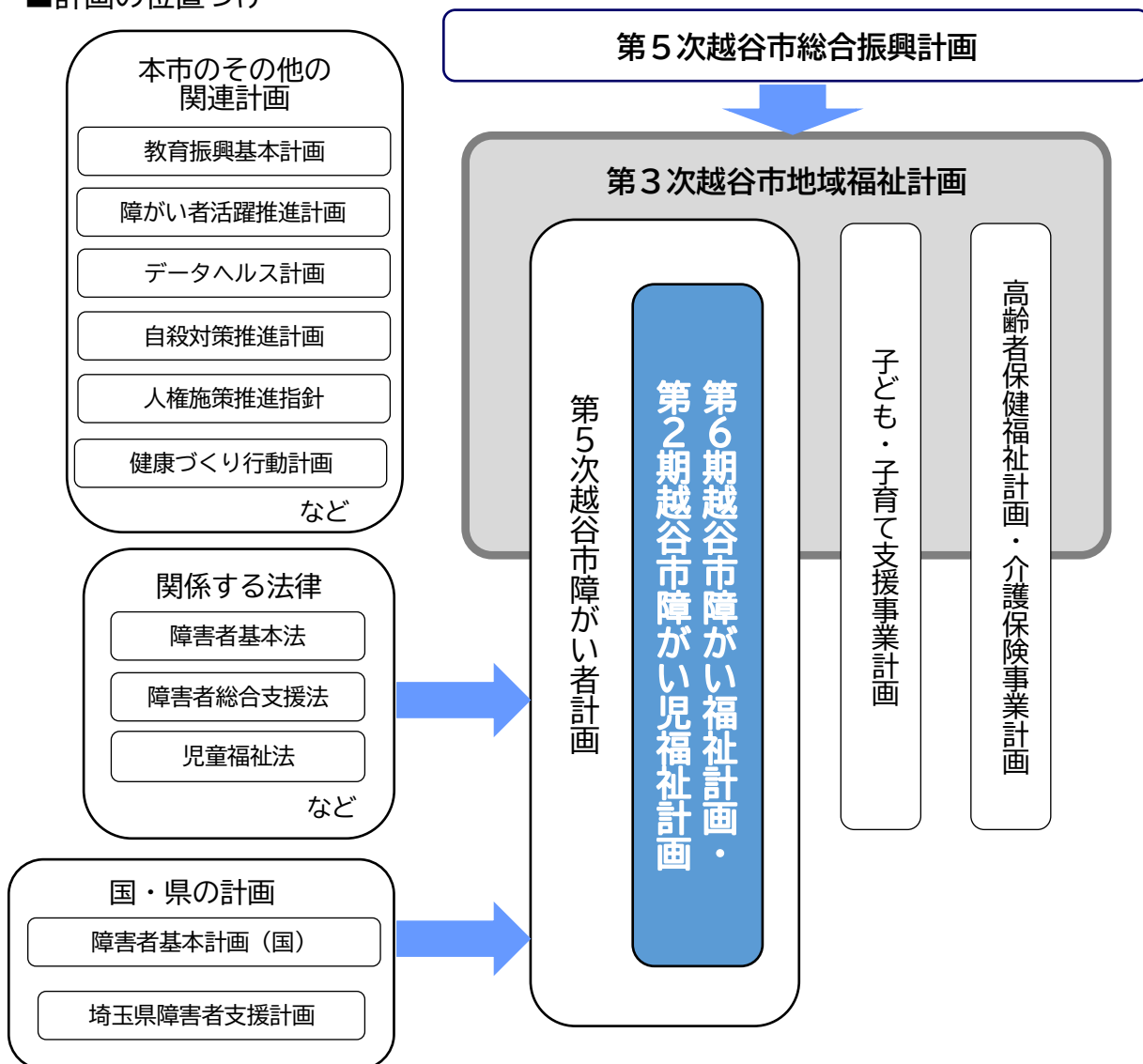
本市では、基本的な指針をはじめとする国・県の法制度等の動向や本計画と同時に策定している「第5次越谷市障がい者計画」等を踏まえ、「第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画」を策定し、引き続き、障がい者等への総合的な支援体制の確立を目指します。

-
- ※1 障害者総合支援法（正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）：
障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念に基づき、福祉サービス等について、一元的に提供する仕組みとして施行されている法律のことをいう。
- ※2 基本的な指針（正式名称「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）：
令和2年5月19日に改正。障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくもので、都道府県や市町村が「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を定めるにあたり、即すべき事項について規定されている。
- ※3 障害者文化芸術活動推進法（正式名称「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」）：
平成30年6月13日に公布、施行された法律で、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としている。
- ※4 読書バリアフリー法（正式名称「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」）：
令和元年6月28日に公布、施行された法律で、書籍について、視覚による表現の認識が困難な障がい者の読書環境の整備を計画的に推進することを目的としている。

2. 計画の位置づけ

- ① 本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第6期越谷市障がい福祉計画」及び「第2期越谷市障がい児福祉計画」を一体のものとして策定するものです。
- ② 本計画は、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする「第5次越谷市障がい者計画」に掲載されている障がい福祉施策のうち、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する事項を定めるものです。本計画の策定にあたっては、「第5次越谷市障がい者計画」と整合を図ったものとします。
- ③ 本計画は、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」を踏まえるとともに、本市の関連分野の各計画との連携・調整を図ったものとします。

■計画の位置づけ



～障がい福祉に関する計画を策定する法的根拠及び計画において定める事項～

① 越谷市障がい福祉計画（本計画）

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に沿って、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

障がい福祉計画策定の根拠 ～障害者総合支援法第八十八条より～

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【定めることとされている項目】

- 1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

② 越谷市障がい児福祉計画（本計画）

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に沿って、障害児通所支援や、障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

障がい児福祉計画策定の根拠 ～児童福祉法第三十三条の二十より～

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

【定めることとされている項目】

- 1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

③ 越谷市障がい者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする基本的な計画として策定するものです。

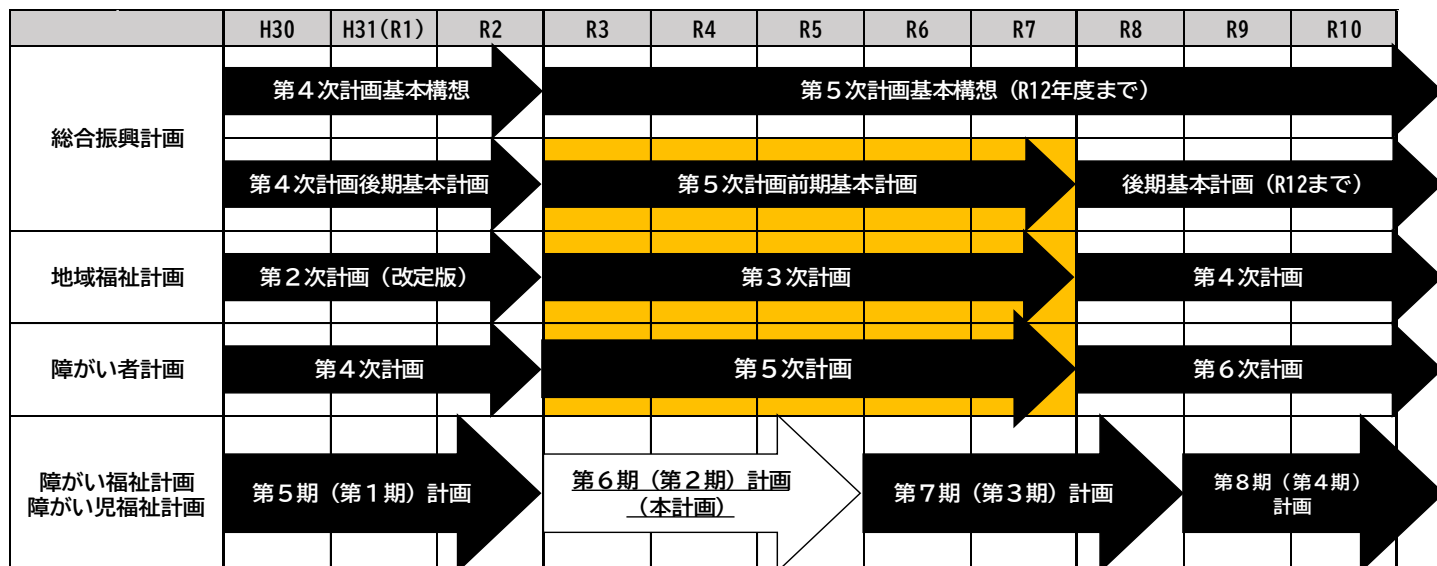
障がい福祉計画・障がい児福祉計画で定めている福祉サービスの提供体制等に関することのみならず、雇用の促進・教育の充実・生活環境の整備など障がい者の福祉に資する幅広い分野の取組みについて定めています。

障がい者計画策定の根拠 ～障害者基本法第十一条より～

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3. 計画の期間

本計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までを計画期間とし、最終年度となる令和5年度には、3年間の成果を踏まえ次年度から始まる次期計画を策定する予定です。



4. 基本理念

本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする「第5次越谷市障がい者計画」では、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念としています。

本計画は、「第5次越谷市障がい者計画」に掲載している障がい福祉施策のうち、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する実施計画として位置付けられています。

このことから、本計画は、「第5次越谷市障がい者計画」の基本理念を踏襲することとします。

基本理念

**障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会**

5. 国の基本指針について

本計画の策定にあたっては、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の作成にあたって国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に掲げられている以下の事項も踏まえています。

国の基本指針で掲げられている考え方（項目名を抜粋）

1 基本的理念

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組み
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組み

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 訪問系サービスの保障
- (2) 日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい者に対する支援体制の充実
- (6) 依存症対策の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 相談支援体制の構築
- (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- (3) 発達障がい者等に対する支援
- (4) 協議会の設置等

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 地域支援体制の構築
- (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (3) 地域社会への参加・包容の推進
- (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- (5) 障害児相談支援の提供体制の確保

第2章 計画の成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、国の基本指針に基づき、令和5年度を目標年度とする必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、福祉施設の入所者の地域生活への移行を進める観点から、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数等について、以下のとおり目標を設定することとしています。

【国基本指針及び県における目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度末までの施設入所者の地域生活移行数 →令和元年度末の施設入所者数の6%以上とする。 ● 令和5年度末における施設入所者数 →令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域移行者数は国と同様に6%以上とする。 ● 施設入所者の削減の数値目標は設定しない。 《設定しない理由》 本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がいなどにより、地域生活が困難な方が多数入所待ちをしている状況であるため

本市においては、これまでの施設入所者の地域生活移行及び施設入所者数の実績等を踏まえ、次の表2-1のとおり目標を設定します。

表2-1 本市における施設入所者の地域生活移行に関する目標

項目	目標	目標の考え方
令和5年度末までの地域生活移行者数	11人	令和元年度末時点の施設入所者数(201人)のうち5%が地域生活へ移行
令和5年度末における施設入所者数	設定なし	本市では、地域生活への移行希望者に対し、在宅での生活の支援やグループホームへの入居支援等を行っています。一方で、施設への入所を希望する待機者は多く、令和2年7月末現在で81名となっています。このことから、施設入所者の削減に関する具体的な目標は設定していません。

表2-2 【参考】第5期計画期間における実績の推移と令和2年度の見込み

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
地域生活移行者数	6人	3人	0人
各年度末における 施設入所者数	204人	201人	205人

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がい者（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。）が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する観点から、以下の目標を設定するものとしています。

【国基本指針及び県における目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数 →316日以上とする。 ● 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) →削減する。 ● 精神病床における早期退院率の上昇 →入院後、3か月時点の退院率を69%以上、6か月時点の退院率を86%以上、1年時点の退院率を92%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の基本指針のとおり

上記の目標については、本市市民の精神病床における入退院の状況の把握が困難であることから、埼玉県の障害者支援計画で全県の目標として設定しますが、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置等により、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等の整備及びその機能の充実について、以下のとおり目標を設定することとしています。

【国基本指針及び県における目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。 ● 地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の基本指針のとおり

本市においては、国の基本指針及び県の考え方を踏まえ、次の表2-3のとおり目標を設定します。

表2-3 本市における地域生活支援拠点等の整備に関する目標

項目	目標	目標の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和3年度末までに、地域生活支援拠点等を整備するための検討を進める。	前期計画では、「令和2年度末までの整備」が目標でした。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、障害者地域自立支援協議会の専門部会において、設置に向けた協議が進められなかったため、令和3年度末までに、整備に向けた検討を進めるものです。
運用状況の検証及び検討	拠点等の整備後、年1回以上運用状況について、検証及び検討する。	

表2-4 【参考】第5期計画期間における実績の推移と令和2年度の見込み

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
地域生活支援拠点等の整備	未整備	未整備	未整備

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、就労移行支援事業及び就労定着支援事業^{※5}の推進により、障がい者の福祉施設からの一般就労への移行及び定着を進めるため、一般就労へ移行した人数及び就労定着支援事業の利用人数等について以下のとおり目標を設定することとしています。

【国基本指針及び県における目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<p>[就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度中に福祉施設から一般就労へ移行した人数 →令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。 ● 就労移行支援事業の令和5年度中の一般就労への移行した人数 →令和元年度実績の1.30倍以上とする。 ● 就労継続支援A型の令和5年度中の一般就労への移行した人数 →令和元年度実績の1.26倍以上とする。 ● 就労継続支援B型の令和5年度中の一般就労への移行した人数 →令和元年度実績の1.23倍以上とする。 <p>[就労定着支援事業に関する目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業利用者の割合 →70%が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ● 就労定着率^{※6}が8割以上の就労定着支援事業所の割合 →就労定着率が8割以上の事業所数を全就労定着支援事業所数の70%以上とすることを基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の基本指針のとおり

本市においては、国の基本指針及び県の考え方を踏まえ、次ページの表2-5のとおり目標を設定します。

※5 就労移行支援事業等：

本計画では、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）を指す。

※6 就労定着率：

就労定着支援事業所における過去3年間の総利用者数のうち、年度末時点で就労定着している人数の割合のことをいう。例えば、ある就労定着支援事業所の平成30年度から令和2年度までの総利用者数が40人で、この40人のうち令和3年3月31日時点において就労を継続している人数が32人である場合、その事業所の就労定着率は8割ということとなる。

表2-5 本市における福祉施設からの一般就労への移行等に関する目標

項目	目標	目標の考え方
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加		
令和5年度中に一般就労へ移行した人数	74人以上	令和元年度中の一般就労への移行実績(56人)の1.27倍以上かつ以下の3項目の合計以上
うち、就労移行支援事業からの移行者数	54人以上	令和元年度末の実績(41人)の1.30倍以上
うち、就労継続支援事業A型からの移行者数	17人以上	令和元年度末の実績(13人)の1.26倍以上
うち、就労継続支援事業B型からの移行者数	3人以上	令和元年度末の実績(2人)の1.23倍以上
就労定着率		
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	52人以上	令和5年度における就労移行支援事業等から一般就労への移行目標人数の70%以上
令和5年度における8割以上の就労定着率を達成している就労定着支援事業所数の割合	全事業所数の70%以上	令和5年度における全就労定着支援事業所数の70%以上

表2-6 【参考】第5期計画期間における実績の推移と令和2年度の見込み

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
一般就労移行者数	61人	56人	52人
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	49人	41人	43人
就労継続支援事業A型からの一般就労移行者数	8人	13人	4人
就労継続支援事業B型からの一般就労移行者数	3人	2人	4人
就労定着支援事業利用者数	21人	52人	66人
就労定着率が8割以上の事業所の割合	-	3事業所中3事業所(100%)	4事業所中4事業所(100%)

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の整備等について、前計画から継続し、目標を設定することとしています。また、医療的ケア児等への支援については、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に係る成果目標を新たに設定することとされています。

【国基本指針及び県における目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<p>[障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターの設置 →令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一か所以上設置する。 ● 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 →令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 <p>[重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 →令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも一か所以上確保する。 ● 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 →令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも一か所以上確保する。 ● 医療的ケア児等のための関係機関の協議の場の設置 →令和5年度末までに、各圏域及び各市町村に設置する。 ● 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 →令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の基本指針のとおり

第2章 計画の成果目標

本市においては、国の基本指針に掲げられている項目のうち次の表2-7に掲げるものについては、既に設置及びサービスの提供を実施していることから、本計画期間中の目標値は設定しないものの、更なる提供体制の整備等の充実を図るため、取組みの進捗やニーズ等を勘案し、今後対応すべき課題等に取り組みます。

また、その他の項目については、国の基本指針及び県の考え方を踏まえ、次の表2-8のとおり目標を設定します。

表2-7 本市における障がい児支援の提供体制の整備等に関する実施状況

項目	実施状況
児童発達支援センターの設置	平成25年度に設置済み。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	5事業所でサービスの提供を実施(令和2年9月末現在)。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	4事業所でサービスの提供を実施(令和2年9月末現在)。
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	5事業所でサービスの提供を実施(令和2年9月末現在)。

表2-8 本市における障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標

項目	目標
医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	令和2年度内に設置予定
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度までに10人を配置する。

表2-9 【参考】第5期計画期間における実績の推移と令和2年度の見込み

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	未設置	未設置	年度内に設置予定

※設置時期が変更となった理由

平成30年度末までに「関係機関による協議の場の設置」に向け取り組んでおりましたが、審議会において設置案に対するご意見等をいただくため令和元年度へ時期を変更しました。令和元年度に2回にわたり審議会で協議いただき設置予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響のため設置時期を令和2年度に変更しています。

6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施等について、以下の目標を新たに設定することとしています。

【国基本指針及び県における目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・専門的な相談支援の実施 →各市町村又は各圏域に令和5年度末までに実施する。 ● 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みを実施する体制 →各市町村又は各圏域に令和5年度末までに確保する。 なお、取組みの実施にあたっては基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の基本指針のとおり

本市においては、国の指針及び県の考え方を踏まえ、次の表2-10のとおり目標を設定します。

表2-10 本市における相談支援体制の充実・強化等に関する目標

項目	目標
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の強化を実施する体制の確保	令和5年度末までに確保する。

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

国の基本指針では、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するための取組みとして、以下の目標を新たに設定することとしています。

【国基本指針及び県における目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかの検証 →行うことが望ましい。 ● サービスの質の向上を図るための取組みを実施する体制の構築 →令和5年度末までに、市町村において体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の基本指針のとおり

本市においては、国の指針及び県の考え方を踏まえ、次の表2-11のとおり目標を設定します。

表2-11 本市における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築に関する目標

項目	目標
障害福祉サービス等の提供状況の検証	実施する。
サービスの質の向上を図るための取組みを実施する体制の構築	令和5年度末までに構築する。

第3章 サービスの見込量と見込量確保のための方策

障害者総合支援法に基づくサービスには、在宅生活を支援する「訪問系サービス」、施設への通所や入所施設での昼間のサービスである「日中活動系サービス」、入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの「居住・施設系サービス」に大別される「障害福祉サービス」があります。さらに、計画相談、地域移行支援及び地域定着支援を行う「相談支援」、市町村が地域の実情に応じて行う「地域生活支援事業」があります。

児童福祉法に基づくサービスである「障がい児支援」には、施設への通所を支援する「児童発達支援」等の「障害児通所支援」及び計画相談を行う「障害児相談支援」があります。

本章では、障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住・施設系サービス）、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援並びに障害児相談支援等の見込量とその確保のための方策について定めます。

障害福祉サービス等の一覧

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画		
■訪問系サービス		
◆ 居宅介護	◆ 同行援護	◆ 重度障害者等包括支援
◆ 重度訪問介護	◆ 行動援護	
■日中活動系サービス		
◆ 生活介護	◆ 就労移行支援	◆ 就労定着支援
◆ 自立訓練（機能訓練）	◆ 就労継続支援（A型）	◆ 療養介護
◆ 自立訓練（生活訓練）	◆ 就労継続支援（B型）	◆ 短期入所 （福祉型・医療型）
■居住・施設系サービス		
◆ 自立生活援助	◆ 施設入所支援	
◆ 共同生活援助（グループホーム）	◆ 地域生活支援拠点等	
■相談支援		
◆ 計画相談支援	◆ 地域移行支援	◆ 地域定着支援
■地域生活支援事業		
◆ 理解促進・研修啓発事業	◆ 日常生活用具給付事業	
◆ 自発的活動支援事業	◆ 手話奉仕員養成研修事業	
◆ 相談支援事業	◆ 移動支援事業	
◆ 成年後見制度利用支援事業	◆ 地域活動支援センター事業	
◆ 成年後見制度法人後見支援事業	◆ 専門性の高い意思疎通支援に係る事業	
◆ 意思疎通支援事業	◆ 広域的な支援事業	
■障がい児支援		
◆ 児童発達支援	◆ 保育所等訪問支援	
◆ 放課後等デイサービス	◆ 障害児相談支援	

1. 「障害福祉サービス・相談支援」の見込量と見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

(1) - 1 訪問系サービスの概要

① 居宅介護

居宅において障がい者等に、入浴等の介護や調理等の家事の援助等を行います。

② 重度訪問介護

居宅において、重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助等のほか、外出時における移動中の介護を、総合的に行います。また、病院等への入院・入所時における職員との意思疎通の支援その他の支援を行います。

③ 同行援護

重度の視覚障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動に必要な支援を行います。

④ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等に、居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防、または回避するために必要な支援等を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

寝たきり状態などの常時介護を要する障がい者等に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的な支援を行います。

第3章 サービスの見込量と見込量確保のための方策

(1) - 2 算定の考え方

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5つの訪問系サービスの見込量は、これまでの利用実績をもとに、障がい者等のニーズ等を踏まえ、平均的な1人あたりの利用量等を勘案し算定します。

表3-1 訪問系サービスの実績

		単位(月)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
訪問系サービス の実績	障がい者	人数	481	516	470
		時間分	13,753	14,762	13,400
	障がい児	人数	58	48	58
		時間分	739	707	740

表3-2 訪問系サービスの見込量

		単位(月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス の見込 量	障がい者	人数	530	540	550
		時間分	16,700	17,900	19,200
	障がい児	人数	64	71	78
		時間分	960	1,100	1,200

※ 時間分：年間のサービス提供時間

(1) - 3 見込量確保のための方策

障害福祉サービスや相談支援の提供基盤を確保するため、訪問系サービスを提供する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行うことなどにより、事業者の参入を促進し、サービス量の確保と質の向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス

(2) - 1 日中活動系サービスの概要

① 生活介護

常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練（機能訓練）

障がい者に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

障がい者に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

④ 就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤ 就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な障がい者に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑥ 就労継続支援（B型）

企業等に就労することが困難な障がい者に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に、一定期間、本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整などの支援を行います。

⑧ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする障がい者に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の必要な支援を行います。

⑨ 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に、施設で短期間、入浴、排泄及び食事その他の必要な支援を行います。

(2) - 2 算定の考え方

日中活動系サービスの見込量については、これまでの利用実績をもとに、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数等を踏まえ、平均的な1人あたりの利用量等を勘案し算定します。

また、日中活動系サービスは継続的に利用されることが多いため、見込量については、1か月の総利用日数で算定します。

表3-3 日中活動系サービスの実績

		単位(月)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
生活介護	人数		576	554	560
	人日分		12,672	12,188	12,320
自立訓練 (機能訓練)	人数		0	1	1
	人日分		0	22	22
自立訓練 (生活訓練)	人数		7	7	5
	人日分		154	154	110
就労移行支援	人数		122	127	120
	人日分		2,684	2,794	2,640
就労継続支援 (A型)	人数		199	210	220
	人日分		4,378	4,620	4,840
就労継続支援 (B型)	人数		320	346	370
	人日分		7,040	7,612	8,140
就労定着支援	人数		8	29	38
療養介護	人数		35	35	35
短期入所					
障がい者	福祉型	人数	108	107	62
		利用日数	486	493	350
	医療型	人数	2	2	4
		利用日数	7	7	20
障がい児	福祉型	人数	10	8	10
		利用日数	47	35	47
	医療型	人数	4	4	4
		利用日数	14	14	14

※ 人日分：「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの利用日数」

表3-4 日中活動系サービスの見込量

		単位(月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護		人数	570	590	600
		人日分	12,540	12,980	13,200
自立訓練 (機能訓練)		人数	2	2	3
		人日分	44	44	66
自立訓練 (生活訓練)		人数	8	8	8
		人日分	176	176	176
就労移行支援		人数	140	140	150
		人日分	3,080	3,080	3,300
就労継続支援 (A型)		人数	240	250	260
		人日分	5,280	5,500	5,720
就労継続支援 (B型)		人数	390	400	420
		人日分	8,580	8,800	9,240
就労定着支援		人数	43	48	54
療養介護		人数	36	36	36
短期入所					
障がい 者	福祉型	人数	110	120	120
		利用日数	550	570	580
	医療型	人数	4	5	6
		利用日数	16	20	24
障がい 児	福祉型	人数	12	15	18
		利用日数	65	80	95
	医療型	人数	5	6	7
		利用日数	20	25	30

(2) - 3 見込量確保のための方策

日中活動系サービスの充実を図るため、事業所の設置について、社会福祉法人やNPO法人等に対して、国や市の補助制度の周知を図るとともに、国庫補助の採択に向けた協議を行います。

アンケート調査では、障がい児の短期入所の利用希望が高かったことを踏まえ、保護者の負担軽減を図る観点からも、サービス提供体制の充実を図ります。また、特別支援学校等卒業後の日中活動の場が確保されるように、関係機関との連携を図ります。

(3) 居住・施設系サービス

(3) - 1 居住・施設系サービスの概要

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

単身での生活が困難な障がい者に、共同生活を営むべき住居において、主として夜間に、相談その他の日常生活上の援助を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

④ 地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応等、居住支援のための機能をもつ拠点または体制を整備します。

(3) - 2 算定の考え方

居住・施設系サービスの見込量については、これまでの利用実績をもとに、障がい者のニーズ、入所施設の待機者等を勘案し算定します。

表3-5 居住・施設系サービスの実績

	単位(月)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
自立生活援助	人数	0	0	0
共同生活援助	人数	150	199	220
施設入所支援	人数	210	206	201
地域生活支援拠点等	整備数	0	0	0

表3-6 居住・施設系サービスの見込量

	単位(月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人数	2	2	3
共同生活援助	人数	250	280	310
施設入所支援	人数	207	208	209
地域生活支援拠点等	整備数	0	0	1

(3) - 3 見込量確保のための方策

① グループホームの設置促進

地域における居住の場であるグループホームの設置について、社会福祉法人やNPO法人等に対して、国や市の補助制度の周知を図るとともに、国庫補助の採択に向けた協議を行います。

② グループホーム等の利用促進

グループホーム等での暮らしを体験するための補助を行い、障がい者の地域生活を支援します。

さらに、賃貸住宅等での一人暮らしを希望する障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、適切な支援を行います。

③ 地域生活支援拠点等の整備

地域で障がい者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を行う地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を障害者地域自立支援協議会の専門部会で事業者と連携して進めるとともに、整備後も拠点等の機能の充実に向けて検証及び検討に取り組みます。

(4) 相談支援

(4) - 1 相談支援の概要

① 計画相談支援

障がい者等の自立した生活を支え、抱える課題や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画案を作成し、サービスの利用開始後には定期的に計画の見直しを行います。

② 地域移行支援

入所施設等に入所している障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

③ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの状況に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

第3章 サービスの見込量と見込量確保のための方策

(4) - 2 算定の考え方

相談支援のサービスの見込量については、これまでの利用実績をもとに、障がい者等のニーズや利用見込人数等を勘案し算定します。

表3-7 相談支援の実績

	単位(月)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
計画相談支援	人数	89	108	120
地域移行支援	人数	1	1	0
地域定着支援	人数	0	0	0

表3-8 相談支援の見込量

	単位(月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人数	150	170	200
地域移行支援	人数	2	4	6
地域定着支援	人数	2	4	6

(4) - 3 見込量確保のための方策

計画相談については、市内の障害福祉サービス事業者等へのアンケート調査において、不足しているとの声が多かったため、引き続き指定特定相談支援事業所の整備を促進します。また、地域移行支援及び地域定着支援は、利用実績が少ないため、施設入所から地域生活への移行者や入院から地域生活へ移行する精神障がい者等の利用につながるように、制度の周知及びサービスの提供体制の充実を図ります。

2. 「地域生活支援事業」の見込量と見込量確保のための方策

障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者等がその有する能力及び状態に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。地域生活支援事業とは、障がい者等の地域生活を支援するため地域の実情に応じて市町村が実施する事業です。

(1) 理解促進・研修啓発事業

(1) - 1 理解促進・研修啓発事業の概要

障がい者等が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

表3-9 理解促進研修・啓発事業の実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

表3-10 理解促進研修・啓発事業の見込

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

(2) - 1 自発的活動支援事業の概要

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

表3-11 自発的活動支援事業の実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

表3-12 自発的活動支援事業の見込

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

(3) - 1 相談支援事業の概要

① 障害者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

② 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組み等を実施し、相談支援体制の強化を図るものです。

③ 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターに専門的な知識を持つ職員を配置するなど、機能の強化を図る取組みです。

(3) - 2 算定の考え方

現在、相談支援事業を実施している事業所数や基幹相談支援センターの設置に向けた検討状況等をもとに設定します。

表3-13 相談支援事業の実績

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	未設置	未設置	未設置
基幹相談支援センターの機能強化	実施状況	未実施	未実施	未実施

表3-14 相談支援事業の見込量

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	未設置	未設置	設置
基幹相談支援センターの機能強化	実施状況	未実施	未実施	実施

(3) - 3 見込量確保のための方策

① 障害者相談支援事業

相談支援事業を効果的に実施するため、障害者地域自立支援協議会の活動を推進し、地域の関係機関の連携強化を図るなど、障がい者等相談支援センターにおける相談機能を高めます。

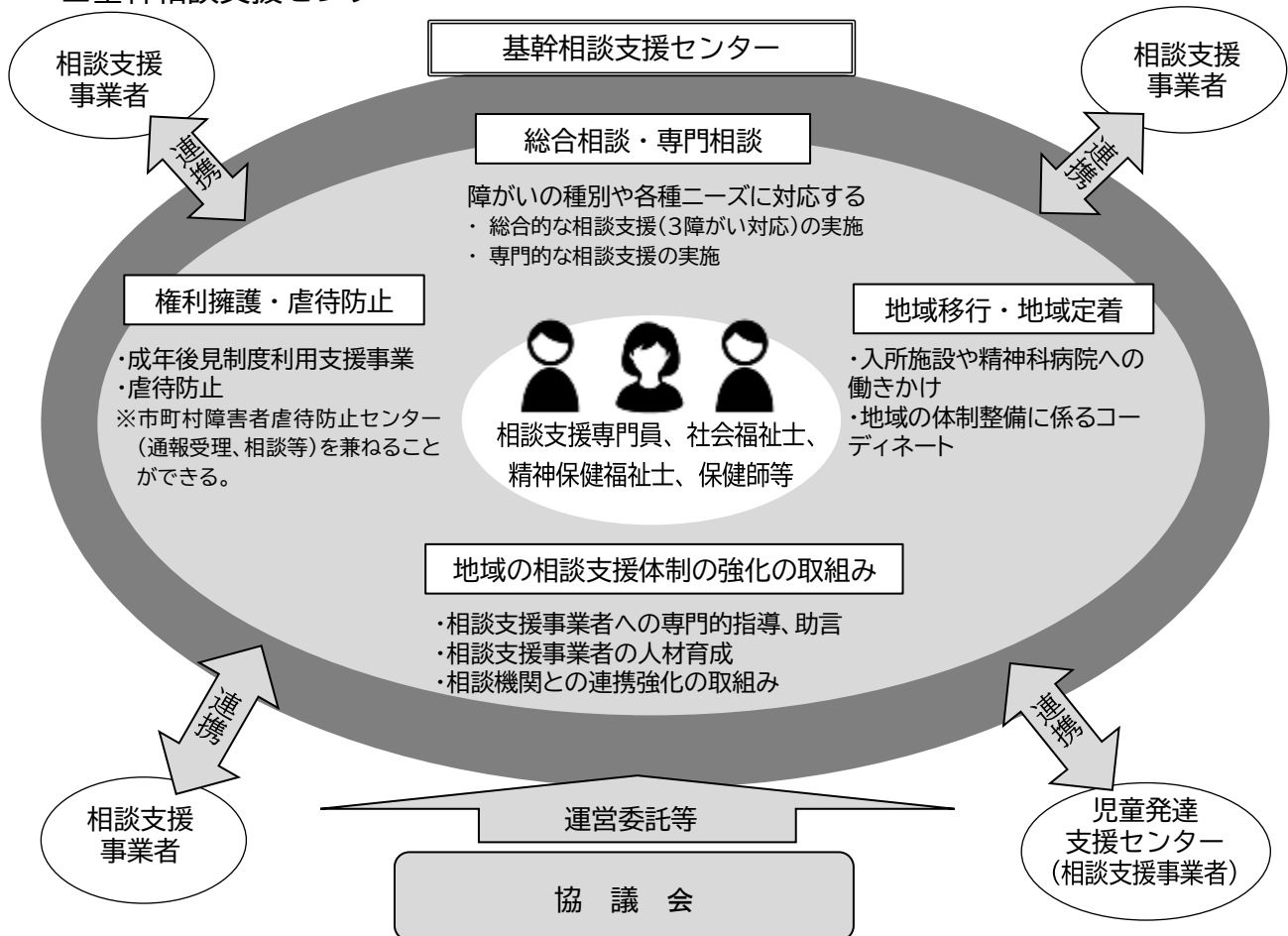
② 基幹相談支援センター

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、地域の相談支援体制の強化や障がいの地域移行・地域定着の促進のため、障害者地域自立支援協議会の専門部会において、事業者等と連携して基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めます。

③ 基幹相談支援センター等機能強化事業

障害者地域自立支援協議会の専門部会において、基幹相談支援センターの設置に向けた協議と併せて、機能の強化の取組みについて検討を進めます。

■基幹相談支援センター



厚生労働省資料から作成

(4) 成年後見制度利用支援事業

(4) - 1 成年後見制度利用支援事業の概要

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。

(4) - 2 算定の考え方

成年後見制度利用支援事業については、過去の利用実績等をもとに算定します。

表3-15 成年後見制度利用支援事業の実績

	単位(年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
成年後見制度 利用支援事業	件数	13	7	4

表3-16 成年後見制度利用支援事業の見込量

	単位(年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	件数	8	10	13

(4) - 3 見込量確保のための方策

成年後見制度は、今後、高齢化の進行により必要性が高まることが予想されるため、成年後見制度利用支援事業について、越谷市社会福祉協議会の「成年後見センターこしがや」と連携し、普及・啓発に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

(5) - 1 成年後見制度法人後見支援事業の概要

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

(5) - 2 今後の取組み

福祉的支援を必要とする方の成年後見制度利用を支援するため、地域生活支援事業の成年後見制度法人後見支援事業に相当する越谷市社会福祉協議会の法人後見事業の活用を図ります。

また、市民後見人の養成を実施するとともに、越谷市社会福祉協議会の「成年後見センターこしがや」と連携し、市民後見人が安心して活動できるよう支援に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

(6) - 1 意思疎通支援事業の概要

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(6) - 2 算定の考え方

手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業については、過去の利用実績などをもとに算定します。

表3-17 意思疎通支援事業の実績

	単位(年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
手話通訳者派遣事業	人数	64	48	53
	件数	839	860	850
要約筆記者派遣事業	人数	17	15	17
	件数	328	279	220
手話通訳者設置事業	人数	3	3	3

表3-18 意思疎通支援事業の見込量

	単位(年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	人数	55	57	59
	件数	870	890	910
要約筆記者派遣事業	人数	17	18	19
	件数	260	310	360
手話通訳者設置事業	人数	3	3	3

(6) - 3 見込量確保のための方策

聴覚障がい者等のコミュニケーション支援を推進するため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業や手話通訳者設置事業の利用を促進するとともに、登録手話通訳者、登録要約筆記者の確保と資質の向上に努めます。

(7) 日常生活用具給付事業

(7) - 1 日常生活用具給付事業の概要

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。本市では、日常生活用具として、以下の7区分に基づき事業を実施しています。

① 介護・訓練支援用具

障がい者等に、特殊マットや体位変換器などの身体介護を支援する用具や、障がい児に、訓練いすなどの用具を給付します。

② 自立生活支援用具

障がい者等に、入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置、電磁調理器など、自立生活を支援するための用具を給付します。

③ 在宅療養等支援用具

障がい者等に、電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援するための用具を給付します。

④ 情報・意思疎通支援用具

障がい者等に、視覚障害者用拡大読書器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

⑤ 排泄管理支援用具

障がい者等に、ストーマ装具など、排泄管理を支援する用具を給付します。

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修）

障がい者等に、居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際の費用の一部を助成します。

⑦ 点字図書

視覚障がい者に、点字により作成された図書を給付します。

(7) - 2 算定の考え方

日常生活用具給付事業については、過去の利用実績などをもとに算定します。

表3-19 日常生活用具給付事業の実績

		単位 (年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
介護・訓練支援用具	障がい者	件数	17	8	8
	障がい児	件数	14	7	14
自立生活支援用具	障がい者	件数	32	32	34
	障がい児	件数	14	11	14
在宅療養等支援用具	障がい者	件数	32	45	47
	障がい児	件数	9	9	9
情報・意思疎通 支援用具	障がい者	件数	57	56	59
	障がい児	件数	0	1	1
排泄管理支援用具	障がい者	件数	5,933	6,463	6,800
	障がい児	件数	744	706	750
居宅生活動作 補助用具(住宅改修)	障がい者	件数	12	3	4
	障がい児	件数	0	0	1
点字図書	障がい者	件数	3	1	1
	障がい児	件数	0	0	0

表3-20 日常生活用具給付事業の見込量

		単位 (年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	障がい者	件数	10	12	15
	障がい児	件数	15	16	17
自立生活支援用具	障がい者	件数	36	38	40
	障がい児	件数	15	16	17
在宅療養等支援用具	障がい者	件数	50	53	56
	障がい児	件数	10	10	11
情報・意思疎通 支援用具	障がい者	件数	62	66	70
	障がい児	件数	1	1	2
排泄管理支援用具	障がい者	件数	7,300	7,800	8,300
	障がい児	件数	770	800	820
居宅生活動作 補助用具(住宅改修)	障がい者	件数	6	8	10
	障がい児	件数	1	1	1
点字図書	障がい者	件数	1	2	3
	障がい児	件数	1	1	1

(7) - 3 見込量確保のための方策

日常生活用具の給付について、ホームページ等を通じて事業の周知を図り、ストーマ装具や情報通信支援用具など障がいの状況にあわせた用具の給付を行います。また、訪問や窓口相談を通じて、障がいの状況・生活の状況に応じた必要不可欠な用具の給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

(8) - 1 手話奉仕員養成研修事業の概要

意思疎通を図ることに支障のある障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

(8) - 2 算定の考え方

手話奉仕員養成研修事業については、過去の利用実績などをもとに算定します。

表3 - 21 手話奉仕員養成研修事業の実績

	単位(年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
手話奉仕員養成 研修事業	受講者数	20	20	12

表3 - 22 手話奉仕員養成研修事業の見込量

	単位(年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成 研修事業	受講者数	21	22	23

(8) - 3 見込量確保のための方策

手話奉仕員の育成を通じて、聴覚障がい者等の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する市民を増やし、聴覚障がい者等との交流を促進します。

(9) 移動支援事業

(9) - 1 移動支援事業の概要

屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出に係る移動を支援します。

(9) - 2 算定の考え方

移動支援事業については、過去の利用実績などをもとに算定します。

表3-23 移動支援事業の実績

	単位(年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
移動支援事業	人数	156	177	150
	時間分	18,710	19,285	11,500

表3-24 移動支援事業の見込量

	単位(年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人数	190	200	210
	時間分	22,500	23,700	24,900

(9) - 3 見込量確保のための方策

障がい者等の外出等社会参加を促進するため、障がいの状況にあわせた移動支援を提供できるように、事業者等と連携して、サービス提供体制の充実を図ります。なお、ガイドヘルパー派遣事業、全身性障害者介護人派遣事業、知的障害者介護人派遣事業及び訪問系サービスに位置づけられている同行援護等と調整を図りながら、適正かつ有効な利用につなげます。

(10) 地域活動支援センター事業

(10) - 1 地域活動支援センター事業の概要

障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

(10) - 2 算定の考え方

地域活動支援センター事業については、過去の利用実績などをもとに算定します。

表3-25 地域活動支援センター事業の実績

	単位(年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
地域活動支援センター事業	市内	設置箇所数	2	2
		施設利用人数	113	117
	市内	利用箇所数	7	7
	市外	施設利用人数	13	10

表3-26 地域活動支援センター事業の見込量

		単位(年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援 センター事業	市内	設置箇所数	2	2	2
		施設利用人数	140	150	160
	市外	利用箇所数	7	7	7
		施設利用人数	10	11	13

(10) - 3 見込量確保のための方策

障がい者等に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進するため、地域活動支援センターを設置している法人等に対して事業費の補助を行うなど、運営の安定と質の向上を図ります。

(11) 専門性の高い意思疎通支援に係る事業

(11) - 1 専門性の高い意思疎通支援に係る事業の概要

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活または社会生活を行うことができるようにするため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員（専門性の高い意思疎通支援を行う者）を養成します。また、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する体制を整備します。

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、埼玉県が実施している事業に参画し、連携して実施します。

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障がい者福祉の概要や手話通訳または要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

② 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣や複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演または講義等の開催を可能とするため、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

③ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

④ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(11) - 2 算定の考え方

専門性の高い意思疎通支援に係る事業については、過去の利用実績などをもとに算定します。

表3-27 専門性の高い意思疎通支援に係る事業の実績

	単位(年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
手話通訳者・要約 筆記者養成研修事業	修了者数	8	3	5
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	件数	1,167	1,139	1,070
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修事業	修了者数	0	0	0
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	件数	59	40	40

表3-28 専門性の高い意思疎通支援に係る事業の見込量

	単位(年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約 筆記者養成研修事業	修了者数	6	7	8
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	件数	1,130	1,200	1,270
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修事業	修了者数	1	1	1
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	件数	44	48	53

※手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実績及び見込量については、(6) 意思疎通支援事業の手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業を合計したものです。

(11) - 3 見込量確保のための方策

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成を行います。また、利用者のニーズの積極的な把握に努めるとともに、個々の障がい者等の意向を踏まえ、適任者を選定します。

(12) 広域的な支援事業

(12) - 1 広域的な支援事業の概要

広域的な支援事業とは、市町村域を超えて広域的な支援を行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的に都道府県が行う地域生活支援事業です。広域的な支援事業には、①都道府県相談支援体制整備事業及び②精神障害者地域生活支援広域調整等事業が位置づけられています。

②精神障害者地域生活支援広域調整等事業のうち、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会については、保健所設置市が設置主体とされています。

精神障害者地域移行・地域定着推進協議会は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっての調整業務を行うため設置するものです。

(12) - 2 算定の考え方

精神障害者地域移行・地域定着推進協議会については、年1回の開催を見込みます。

表3-29 広域的な支援事業の実績

	単位(年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
精神障害者地域移行・ 地域定着推進協議会	開催数	0	0	0

表3-30 広域的な支援事業の見込量

	単位(年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者地域移行・ 地域定着推進協議会	開催数	1	1	1

(12) - 3 見込量確保のための方策

障害者地域自立支援協議会の専門部会に精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の機能を付与し、開催します。

(13) その他の事業

本市では、(1)～(12)の他にも、障がい者等の自立した日常生活や社会生活を支援するため、以下のような事業を実施しています。また、障がい者等の生活実態やニーズを十分に考慮しながら、必要な事業について検討します。

(13) - 1 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

(13) - 2 自動車運転免許取得・改造補助事業

障がい者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を補助し、あるいは、障がい者が就労等を目的に自ら所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を補助することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

(13) - 3 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援サービスを提供することにより、その家族や介護者の一時的休息のための支援などを行います。

3. 「障がい児支援」の見込量と見込量確保のための方策

(1) 児童発達支援

(1) - 1 児童発達支援の概要

就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

(1) - 2 算定の考え方

児童発達支援については、これまでの利用実績をもとに、地域における児童数の推移、障がい児や医療的ケア児のニーズ、保育所等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の平均的な1人当たり利用量等を勘案し算定します。

表3-31 児童発達支援の実績

	単位(月)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
児童発達支援	人数	338	428	540
	人日分	2,387	3,220	4,100

表3-32 児童発達支援の見込量

	単位(月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人数	640	760	890
	人日分	5,100	6,100	7,100

(1) - 3 見込量確保のための方策

利用が大きく増加しており、アンケート調査でもニーズの高いサービスであるため、事業者等と連携し、障がい児のニーズに応じて、必要な障がい児支援の提供体制を整備し、「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援」を総合的に提供していきます。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等と連携を図りながら支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

(2) - 1 放課後等デイサービスの概要

就学している障がい児に、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等に必要な支援を行います。

(2) - 2 算定の考え方

放課後等デイサービスについては、これまでの利用実績をもとに、地域における児童数の推移、障がい児や医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の平均的な1人当たり利用量等を勘案し算定します。

表3-33 放課後等デイサービスの実績

	単位(月)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
放課後等 デイサービス	人数	1,012	1,178	1,500
	人日分	7,740	9,362	11,800

表3-34 放課後等デイサービスの見込量

	単位(月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等 デイサービス	人数	1,700	1,900	2,200
	人日分	13,500	15,200	17,200

(2) - 3 見込量確保のための方策

利用が増加しており、アンケート調査でもニーズの高いサービスであるため、事業者等関係機関と連携し障がい児のニーズに応じた支援の提供と質の向上を図るため、放課後等デイサービスのガイドライン等の活用により障がい児と保護者に対する説明責任を果たし、適切な支援を行います。

(3) 保育所等訪問支援

(3) - 1 保育所等訪問支援の概要

保育所等（保育園、幼稚園、その他児童が集団生活を営む施設）に通う障がい児等に、当該施設を訪問し、他児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

(3) - 2 算定の考え方

保育所等訪問支援については、これまでの利用実績をもとに、地域における児童数の推移、障がい児や医療的ケア児のニーズ、保育所等での障がい児の受入または利用状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案し算定します。

表3-35 保育所等訪問支援の実績

	単位(月)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
保育所等 訪問支援	人数	1	4	5
	人日分	1	6	7

表3-36 保育所等訪問支援の見込量

	単位(月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等 訪問支援	人数	6	7	8
	人日分	8	9	10

(3) - 3 見込量確保のための方策

利用実績は少ないものの増加傾向にあり、アンケート調査でも利用希望の高いサービスとなっています。そのため、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図り、「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」を活用し、事業所の立ち上げの支援も含め、訪問支援が円滑に行えるよう、訪問先機関に対し事業の理解を促すとともに、子育て支援担当部局や教育委員会等、関係機関との連携を図ります。

(4) 障害児相談支援

(4) - 1 障害児相談支援の概要

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する際に、サービス利用を通じて本人や家族の希望する生活を実現するための障害児支援利用計画案を作成し、サービスの利用開始後には定期的に計画の見直しを行います。

(4) - 2 算定の考え方

障害児相談支援については、これまでの利用実績をもとに、地域における児童数の推移、障がい児や医療的ケア児のニーズ等を勘案し算定します。

表3-37 障害児相談支援の実績

	単位(月)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
障害児相談支援	人数	50	51	64

表3-38 障害児相談支援の見込量

	単位(月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人数	70	77	85

(4) - 3 見込量確保のための方策

障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心となるよう、障がい児支援担当部局や教育委員会等との連携を図り、支援の質の確保及びその向上を図ります。

4. 「発達障がい者等に対する支援」の見込量と見込量確保のための方策

(1) パアレントプログラムによる支援

(1) - 1 パアレントプログラムの概要

発達障がいは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他のこれに類する脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるようなグループ・プログラムです。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ保護者を対象としています。

(1) - 2 算定の考え方

ペアレントプログラムの受講者数については、グループによるプログラムであるためグループへの参加しやすさや支援の効果を勘案し、見込みを設定します。

表3-39 パアレントプログラム受講者の実績

	単位(年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
ペアレントプログラム	受講者数	—	—	—

※ペアレントプログラムは、令和3年度からの新規事業として実施予定のため、実績はありません。

表3-40 パアレントプログラム受講者の見込量

	単位(年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントプログラム	受講者数	10	10	10

(1) - 3 見込量確保のための方策

県及び関係機関と連携し、ペアレントプログラムを開催します。

5. 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係る見込量と見込量確保のための方策

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場

(1) - 1 保健・医療・福祉関係者による協議の場の概要

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するにあたり、保健・医療・福祉関係者が協議の場を通じて、互いに顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化したうえで、システムの構築に資する取組みを推進します。

(1) - 2 算定の考え方

保健・医療・福祉関係者の協議の場の開催は年1回を見込みます。

表3-41 保健・医療・福祉関係者による協議の場の実績

		単位 (年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
保健、医療、 福祉関係者 の協議の場	協議会の開催	回数	0	0	0
	協議会の参加者	人数	0	0	0
	協議の場における 目標設定	設定 有無	なし	なし	なし
	評価の実施	回数	0	0	0
精神障害者地域移行・地域定着 推進協議会の開催		回数	0	0	0

表3-42 保健・医療・福祉関係者による協議の場の見込量

		単位 (年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療、 福祉関係者 の協議の場	協議会の開催	回数	1	1	1
	協議会の参加者	人数	9	9	9
	協議の場における 目標設定	設定 有無	あり	あり	あり
	評価の実施回数	回数	1	1	1
精神障害者地域移行・地域定着 推進協議会の開催		回数	1	1	1

※精神障害者地域移行・地域定着推進協議会については、地域生活支援事業の「(12) 広域的な支援事業」からの再掲です。

(1) - 3 見込量確保のための方策

障害者地域自立支援協議会の専門部会が「保健・医療・福祉関係者の協議の場」及び「精神障害者地域移行・地域定着推進協議会」を兼ねるものとし、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関との連携を図ります。

(2) 精神障がい者の地域生活移行に係るサービス

(2) - 1 精神障がい者の地域生活移行に係るサービス等の概要

地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助及び共同生活援助等を通じて、精神科病院に入所又は入院している障がい者が退院した後に、地域で安心して暮らせるように支援します。

① 地域移行支援

入所施設等に入所している障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

② 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの状況に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

③ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

④ 共同生活援助（グループホーム）

単身での生活が困難な障がい者に、共同生活を営むべき住居において、主として夜間に、相談その他の日常生活上の援助を行います。

(2) - 2 算定の考え方

サービスの見込量については、これまでの利用実績等をもとに算定します。

表3-43 精神障がい者の地域生活移行に係るサービス利用実績

	単位(月)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
地域移行支援	人数	1	1	0
地域定着支援	人数	0	0	0
自立生活援助	人数	0	0	0
共同生活援助	人数	40	57	60

表3-44 精神障がい者の地域生活移行に係るサービス利用見込量

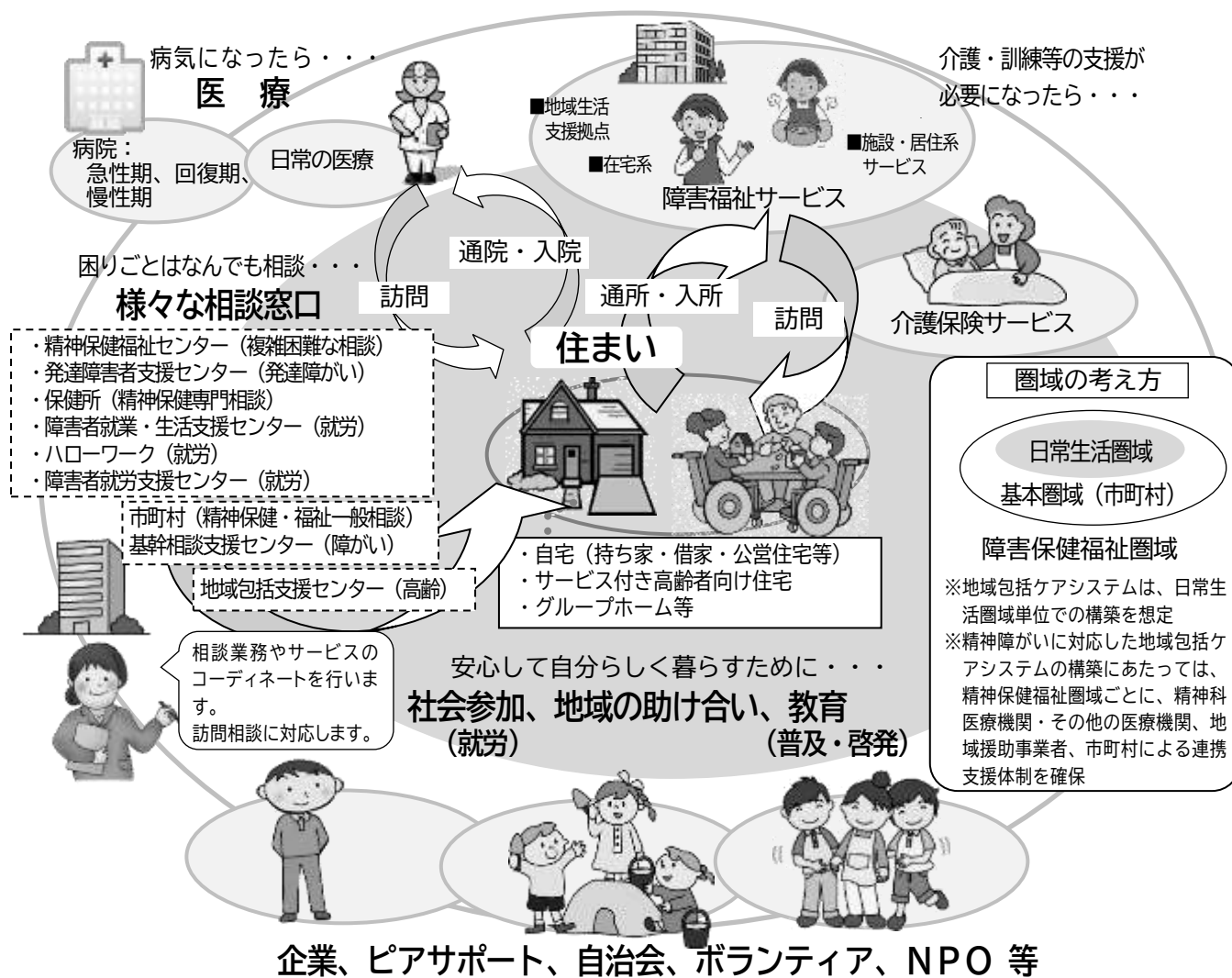
	単位(月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	人数	2	3	5
地域定着支援	人数	2	3	5
自立生活援助	人数	1	1	2
共同生活援助	人数	63	66	69

(2) - 3 見込量確保のための方策

地域移行支援、地域定着支援及び自立生活援助は、利用実績が少ないため、入院から地域生活へ移行する精神障がい者の利用につながるように、制度の周知及びサービスの提供体制の充実を図ります。

地域における居住の場であるグループホームの設置については、社会福祉法人やNPO法人等に対して、国や市の補助制度の周知を図るとともに、国庫補助の採択に向けた協議を行います。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（イメージ）



バックアップ

市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、市町村

バックアップ

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、保健所

都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、都道府県本庁・精神保健福祉センター・発達障害者支援センター

厚生労働省資料から作成

6. 相談支援体制の充実・強化等に係る取組み

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保

(1) - 1 総合的・専門的な相談支援の概要及び今後の取組み

障がいの重度化、重複化により、多様化する障がい者等及び家族のニーズに対応するため、総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、実施に向けては、令和5年度までの設置を目標としている基幹相談支援センターがこの役割を担うことを想定し、障害者地域自立支援協議会の専門部会で事業者等と連携を図りながら検討を進めます。

表3-45 総合的・専門的な相談支援の実績

	単位 (年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
総合的・専門的な相談支援	実施の有無	未実施	未実施	未実施

表3-46 総合的・専門的な相談支援の見込量

	単位 (年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	実施の有無	未実施	未実施	実施

(1) - 2 地域の相談支援体制の強化の概要及び今後の取組み

地域の相談支援体制の強化を図るため、①相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、②人材育成の支援、③相談機関との連携強化の取組みを実施します。

①及び②の実施に向けては、令和5年度までの設置を目標としている基幹相談支援センターがこの役割を担うことを想定し、障害者地域自立支援協議会の専門部会で事業者等と連携を図りながら検討を進めます。

また、③については、障害者地域自立支援協議会の専門部会や個別のケース会議等で引き続き連携強化を図ります。

表3-47 地域の相談支援体制の充実・強化のための取組みの実績

	単位 (年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
相談支援事業者に対する訪問等による 専門的な指導・助言	実施の 有無	未実施	未実施	未実施
相談支援事業者の人材育成の支援	実施の 有無	未実施	未実施	未実施
相談機関との連携強化の取組みの実施	実施の 有無	実施	実施	実施

表3-48 地域の相談支援体制の充実・強化のための取組みの見込み

	単位 (年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業者に対する訪問等による 専門的な指導・助言	実施の 有無	未実施	未実施	実施
相談支援事業者の人材育成の支援	実施の 有無	未実施	未実施	実施
相談機関との連携強化の取組みの実施	実施の 有無	実施	実施	実施

7. 障害福祉サービス等の質の向上に係る取組み

(1) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制の構築

(1) - 1 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みの概要

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入していることから、障がい者等が真に必要としている障害福祉サービス等を提供することが重要です。

そのため、以下の取組みを実施もしくは実施に向けた検討を進めることにより、サービスの決定を担う市職員の資質向上及び事業者が行う事業の質の向上を図ります。

① 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加

障がい者等の一人ひとりの状況に応じた障害福祉サービス等を提供するため、埼玉県が実施する市町村の新任者向けの研修等に障がい福祉担当者が参加することで、資質向上を図ります。

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

介護給付費等の請求の際に活用される自立支援審査支払等システムの審査結果を事業者等と共有することにより、事業者の事務負担を軽減し、障害福祉サービス等の提供に注力することを促す取組みです。

③ 指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の適正な実施

指定障害福祉サービスや指定障害児通所支援等を行う事業者へ対し、定期的に指導監査を行い、事業者のサービス提供の質の確保を図ります。

④ 指導監査結果の関係自治体との共有

③の指導監査結果を関係する自治体と共有する体制を構築することにより、事業者が提供するサービスの質の向上を図る取組みです。

(1) - 2 設定の考え方

これまでの事業の実績や検討状況に基づき、実施の有無を設定します。

表3-49 障害福祉サービスの質を向上させるための取組みに係る実績

	単位(年)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加	参加の有無	参加	参加	参加
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	体制の有無	なし	なし	なし
	共有の有無	未実施	未実施	未実施
指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の適正な実施	実施の有無	実施	実施	実施
指導監査結果の関係自治体との共有	体制の有無	なし	なし	なし
	共有の有無	未実施	未実施	未実施

表3-50 障害福祉サービスの質を向上させるための取組みに係る見込量

	単位(年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加	参加の有無	参加	参加	参加
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	体制の有無	検討	検討	検討
	実施の有無			
指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の適正な実施	実施の有無	実施	実施	実施
指導監査結果の関係自治体との共有	体制の有無	検討	検討	検討
	実施の有無			

(1) - 3 実現のための方策

- ① 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加
今後も埼玉県が実施する研修について、積極的に市職員の参加を図ります。
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有
本システムでは、埼玉県国民健康保険団体連合会が大きな役割を担っており、また、実施にあたっては広域で検討を進めるべき事項であるため、当該団体や近隣の自治体の動きを注視しながら検討を進めます。
- ③ 指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の適正な実施
今後も中核市として、障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、定期的に指導監査を実施し、質の確保を図ります。
- ④ 指導監査結果の関係自治体との共有
埼玉県、さいたま市等県内で障害福祉サービス事業者等の指導監査を行っている自治体と調整を行いながら、共有体制の構築に向けた検討を進めます。

第4章 計画の実現に向けて

計画の実現にあたって、サービスを利用する障がい者等のニーズの把握に努めるとともに、障がい者等の希望に沿った生活を送れるよう支援するため、行政や関係機関、市民が情報を共有し、共通理解のもと各方策等に取り組むことが重要です。また、保健・福祉・教育などの行政の各分野間だけでなく、社会福祉協議会、障がい者団体、サービス提供事業者等との連携を推進するとともに、事業所の設置を検討している法人等に対し情報提供を行い、社会資源の充実を図ります。さらに、障がい者等への虐待の防止など、サービス提供事業所等における利用者の安全確保に向けた取組みや事業所における研修等の充実を図ることも必要です。

計画の進行管理については、各年度における計画の達成状況を点検・評価し、対策を行います。

(1) 障害福祉サービス等に関する情報提供の充実

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の周知を図るため、ホームページや広報、各種パンフレット等により、わかりやすく、かつ点字や録音図書なども活用しながら障がいの状況に応じた適切な情報提供に努めます。また、民生委員・児童委員や身体障害者相談員・知的障害者相談員に対する研修会等を通じて、制度の周知を図ります。

(2) 関係機関等の連携強化

計画の実現を図るため、障がい保健福祉の観点からのみならず、医療、子育て支援、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組みが不可欠であり、医療機関、教育機関、職業リハビリテーションの措置を実施する機関、その他の関係機関と連携します。行政の各分野はもとより、社会福祉協議会や市民、各種団体、サービス提供事業者などが、それぞれの役割を果たすとともに、障害者地域自立支援協議会等の場において相互に連携を図ります。

(3) 中核市としての社会資源の確保・充実

本市が障害福祉サービス事業所の設置に係る相談から事業所の指定、さらには定期的な指導監査までを一括して実施することができるメリットを活かし、量と質の確保に努めます。また、障がい者等の施設整備費に係る補助金について、積極的な情報提供に努めるとともに、市の財源確保を伴う国庫補助の採択に向けた協議を行い、その活用を図ることにより、社会資源の確保・充実に努めます。

(4) 権利擁護の推進

障がい者等に対する虐待を未然に防止するため、市民や事業所等に対して、障害者虐待防止法^{※7}等の周知・啓発に努めるとともに、虐待の早期発見や早期対応、緊急一時保護のための居室の確保など、障がい者施設等の関係機関との協力体制の充実を図るとともに、障がい者等やその家族などが孤立することのないよう、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を図ります。

また、「成年後見センターこしがや」を中心に成年後見制度の普及・啓発、利用に関する相談、手続き支援等に努めるとともに、市民後見人の養成やその活動を支援し、地域で見守り、支える仕組みづくりを進めます。

さらに、共生社会を実現するため、障がいを理由とする差別に関する相談窓口の設置や、学識経験者、関係機関等から構成する障害者差別解消支援地域協議会を通じて、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。

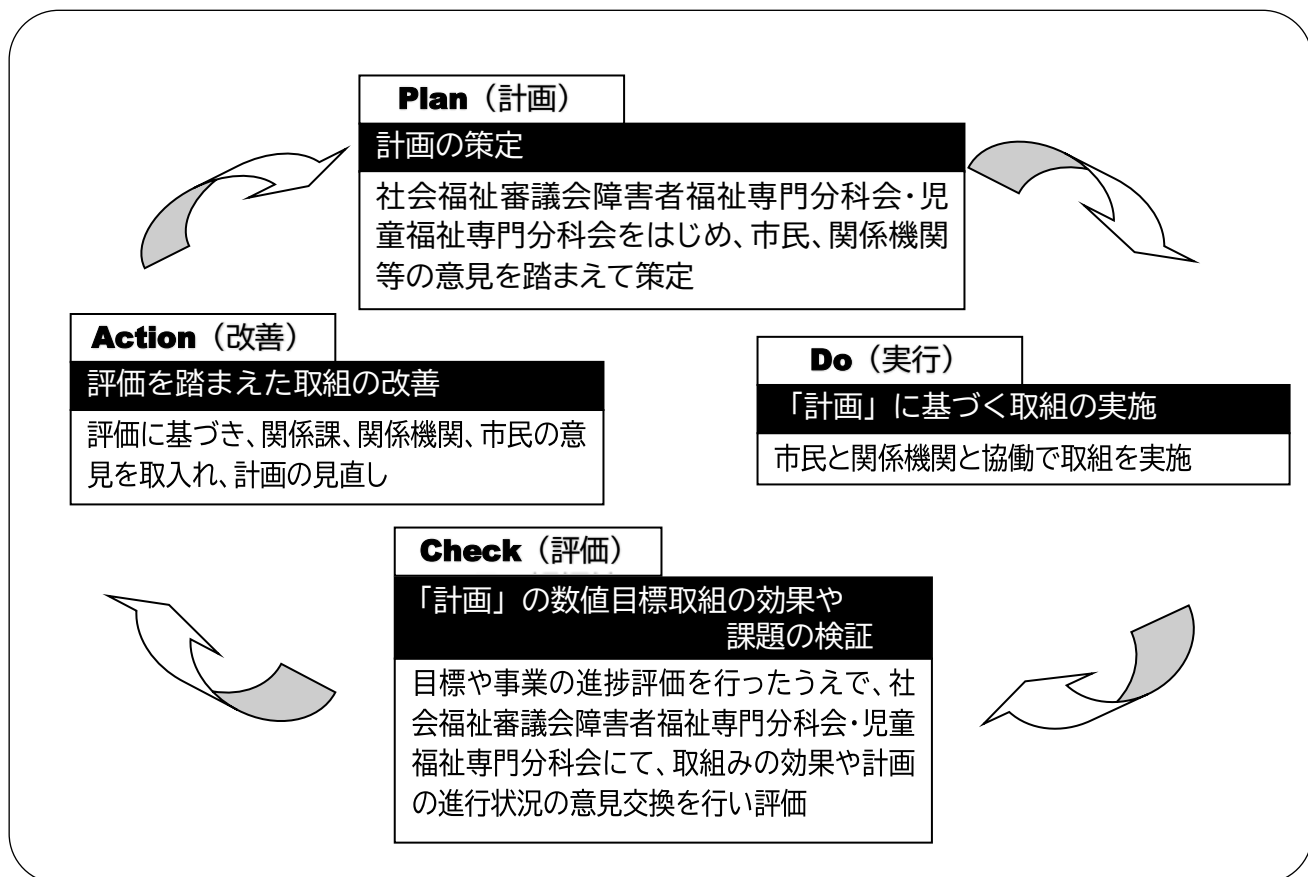
※7 障害者虐待防止法（正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）：

障がい者への虐待を防止し、障がい者の尊厳を守ることを目的として、平成24年10月に施行された法律のことをいう。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、障がい者を雇用する事業主などの障がい者虐待の防止等のための責務を規定するとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者等を発見した者に対する通報義務などについて規定している。

(5) 計画の進行管理

本計画は、「PDCAサイクル^{※8}」の考え方にに基づき、各年度における地域生活への移行や一般就労への移行などの目標、サービスの見込量について、達成状況を点検・評価し、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会・児童福祉専門分科会において報告します。また、その結果に基づいて、障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画達成に向け必要な対策を実施します。

■PDCAサイクルのイメージ図



※8 PDCAサイクル：

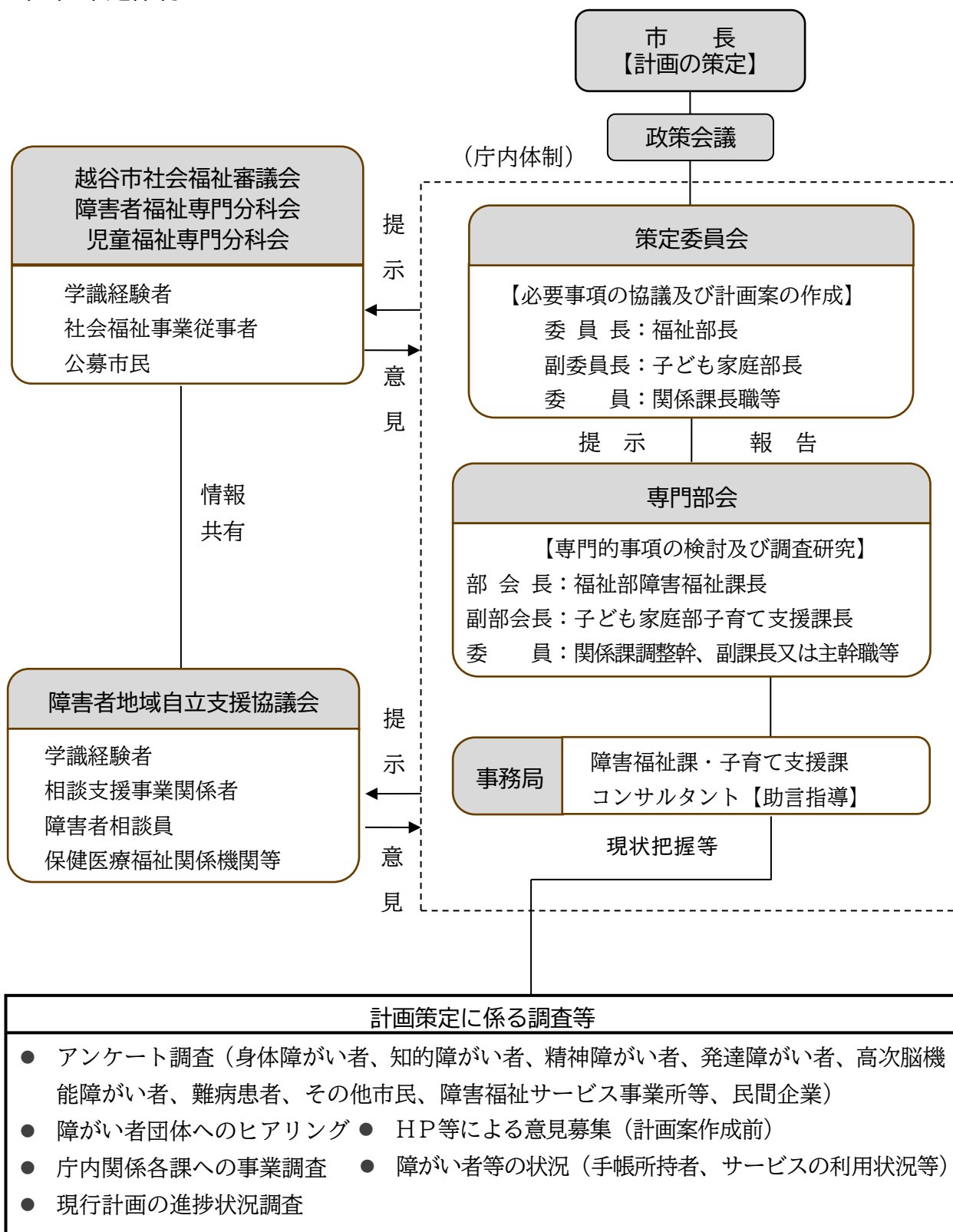
Plan/Do/Check/Action の頭文字を取ったもので、計画 (Plan) →実施 (Do) →評価 (Check) →見直し (Action) の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいう。

資料編

1. 計画の策定体制
2. 越谷市社会福祉審議会
3. 越谷市障害者地域自立支援協議会
4. 越谷市障がい者計画等策定委員会
5. アンケート調査等の概要
6. パブリックコメントの実施結果の概要（件数等）
7. 用語解説
8. 障害者手帳所持者数等の推移

1. 計画の策定体制

(1) 策定体制



(2) 第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画策定経過

▶ 平成30年度～令和元年度

日付	会議名	内容
H31.3.25	政策会議	● 越谷市障がい福祉関連計画策定基本方針(案)について協議
H31.3.29	—	● 越谷市障がい福祉関連計画策定基本方針の決定(市長決裁)
R1.5.23	—	● 越谷市社会福祉審議会への諮問(障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について)
R1.5.27	越谷市社会福祉審議会全体会	● 専門分科会の合同開催について協議
R1.7.4	越谷市社会福祉審議会 第1回障害者福祉専門分科会	● 現行計画の進捗状況の報告 ● 計画策定に向けた意向調査に係る協議
R1.8.21	越谷市社会福祉審議会 第1回児童福祉専門分科会	● 計画策定に向けた意向調査に係る協議
R1.9.25	越谷市社会福祉審議会 第2回障害者福祉専門分科会・ 第2回児童福祉専門分科会	● 計画策定に向けたアンケート調査票案の協議
R1.11.5 ~R2.1.14	—	● 市民へのアンケート調査の実施 ● 障がい者団体へのヒアリング調査 等
R2.2.12	越谷市社会福祉審議会 第4回児童福祉専門分科会	● アンケート調査結果概要報告
R2.2.13	越谷市社会福祉審議会 第3回障害者福祉専門分科会	● アンケート調査結果概要報告
R2.3.10		● 越谷市障がい者計画等策定委員会及び専門部会の設置(市長決裁)

▶ 令和2年度

日付	会議名	内容
R2.7.3 ~7.17	—	● 第5次越谷市障がい者計画素案の作成に係る庁内調査
R2.7.15	第1回越谷市障がい者計画等策定委員会	● 越谷市障がい福祉関連計画策定基本方針の共有
R2.7.15	第1回越谷市障がい者計画等策定委員会専門部会	● 越谷市障がい福祉関連計画策定基本方針の共有
R2.7.30	第2回越谷市障がい者計画等策定委員会専門部会	● 第5次越谷市障がい者計画素案の協議

日付	会議名	内容
R 2. 8. 1 1	第 2 回越谷市障がい者計画等 策定委員会	● 第 5 次越谷市障がい者計画素案の協議
R 2. 8. 2 4	第 3 回越谷市障がい者計画等 策定委員会専門部会	● 第 5 次越谷市障がい者計画素案の協議 ● 第 6 期越谷市障がい福祉計画・第 2 期越谷市 障がい児福祉計画骨子案の協議
R 2. 9. 3 0	越谷市社会福祉審議会 第 1 回障害者福祉専門分科会・ 第 2 回児童福祉専門分科会	● 現行計画の進捗状況の報告 ● 第 5 次越谷市障がい者計画素案の協議 ● 第 6 期越谷市障がい福祉計画・第 2 期越谷市 障がい児福祉計画骨子案の協議
R 2. 1 0. 1 4	第 3 回越谷市障がい者計画等 策定委員会	● 第 5 次越谷市障がい者計画素案の協議 ● 第 6 期越谷市障がい福祉計画・第 2 期越谷市 障がい児福祉計画骨子案の協議
R 2. 1 0. 1 6	第 1 回越谷市障害者地域自立 支援協議会 全体会	● 第 5 次越谷市障がい者計画素案の協議 ● 第 6 期越谷市障がい福祉計画・第 2 期越谷市 障がい児福祉計画素案の協議
R 2. 1 0. 1 9	第 4 回越谷市障がい者計画等 策定委員会専門部会	● 第 5 次越谷市障がい者計画素案の協議 ● 第 6 期越谷市障がい福祉計画・第 2 期越谷市 障がい児福祉計画素案の協議
R 2. 1 1. 4	越谷市社会福祉審議会 第 2 回障害者福祉専門分科会・ 第 3 回児童福祉専門分科会	● 第 5 次越谷市障がい者計画素案の協議 ● 第 6 期越谷市障がい福祉計画・第 2 期越谷市 障がい児福祉計画素案の協議
R 2. 1 1. 1 8	第 4 回越谷市障がい者計画等 策定委員会	● 第 5 次越谷市障がい者計画素案の協議 ● 第 6 期越谷市障がい福祉計画・第 2 期越谷市 障がい児福祉計画素案の協議
R 2. 1 2. 2 4	政策会議	● 第 5 次越谷市障がい者計画素案の協議 ● 第 6 期越谷市障がい福祉計画・第 2 期越谷市 障がい児福祉計画素案の協議
R 2. 1 2. 2 6 ~R 3. 1. 2 5	—	● 計画案に係るパブリックコメントの実施

2. 越谷市社会福祉審議会

(1) 越谷市社会福祉審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び第12条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所管事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (6) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業停止命令及び認可の取消しに関する事項

（組織）

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 学識経験者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開く

ことができない。

- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉に関する事項を調査審議する。
- (4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項を調査審議する。

- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(審査部会)

第8条 審議会は、障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(準用)

第9条 第5条及び第6条の規定は、第7条の専門分科会及び前条の審査部会について準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(越谷市児童福祉審議会条例及び越谷市障害者施策推進協議会条例の廃止)

(2) 障害者福祉専門分科会・児童福祉専門分科会名簿（令和3年3月現在）

（◎：分科会長 ○：副分科会長）敬称略

障害者福祉専門分科会 委員名簿		
No.	氏名	選出母体等
1	◎ 朝日雅也	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科
2	○ 岩本敏英	越谷市歯科医師会
3	高野淑恵	越谷市手をつなぐ育成会
4	佐藤勝	越谷市民生委員・児童委員協議会
5	高橋一夫	ロービジョン友の会アリス
6	松田繁三	越谷市医師会
7	岡野昌彦	越谷市医師会
8	熊谷真貴子	越谷公共職業安定所
9	小柳ユミ子	やまびこ家族会
10	宮下昭宣	越谷市聴覚障害者協会
11	新美由美子	越谷市ボランティア連絡会
12	松永久美	埼玉県立越谷特別支援学校
13	小林直紀	埼玉県立越谷西特別支援学校
14	仲島雄大	埼玉県障害難病団体協議会
15	小林大介	公募委員
16	櫻井豊明	公募委員
17	友野由紀恵	公募委員

児童福祉専門分科会 委員名簿		
No.	氏名	選出母体等
1	◎ 長友祐三	埼玉県立大学
2	○ 宮地きつき	文教大学 人間科学部人間科学科
3	遠藤進	越谷市私立保育園・認定こども園協会
4	竹村厚子	越谷市私立幼稚園協会
5	佐藤勝	越谷市民生委員・児童委員協議会
6	佐藤辰之	越谷市医師会
7	會田容子	越谷市子ども会育成連絡協議会
8	渡辺寛子	越谷市子育てサークルネットワークの会
9	大西孝一	越谷市商工会議所
10	中台正弘	越谷市小学校長会
11	斉藤耕平	越谷市PTA連合会
12	小林直紀	埼玉県立越谷西特別支援学校
13	篠崎誠	埼玉県越谷児童相談所
14	日比谷富貴子	越谷地区労働組合協議会
15	鈴木礼子	公募委員
16	竹内由紀	公募委員

3. 越谷市障害者地域自立支援協議会

(1) 越谷市障害者地域自立支援協議会開催要領

(趣旨)

第1条 障害者等の支援体制の整備のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する相談支援事業を効果的に運営し、相互連絡を取り合うことにより関係機関の連携体制の緊密化を図り、支援体制の整備について協議をするとともに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に規定する障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、越谷市障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 困難事例等への支援の在り方に関すること。
- (2) 関係機関等による連携体制の構築及び推進に関すること。
- (3) 社会資源の情報の収集及び提供体制に関すること。
- (4) 障害者等への支援体制に関する課題の共有に関すること。
- (5) その他、障害者等の支援体制の整備に関すること。

2 前項に掲げた事項について意見交換を行うため、定期的に協議会を開催する。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 関係行政機関
- (4) 保健医療福祉関係者
- (5) 関係教育機関
- (6) 障害者相談員
- (7) 学識経験者
- (8) その他市長が必要と認めた者

2 前項の場合において、同一の者が継続して協議会に参加することができる。

(運営)

第4条 協議会に座長及び副座長各1人を置き、開催に当たり参加者の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会合を進行し、意見整理又は秩序維持のために必要な措置をとることができる。
- 3 副座長は、座長を補佐する。

(専門部会)

第5条 協議会は、第2条に規定する協議事項のうち、特定の事項について、必要があると認められるときは、協議会の互選により選出された者を部会長とし、部会長が部会員を選出して組織し、特定の事項について、解決のための調査、研究及び調整を行い、協議会へ報告を行う専門部会を協議会内に置くことができる。

(秘密の保持)

第6条 協議会に参加する者は、正当な理由なく協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は平成22年1月8日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

(2) 全体会参加者名簿(令和3年3月現在)

(◎:座長 ○:副座長) 敬称略

No.	氏名	所属機関・団体等名称	参加区分
1	内藤 純	越谷市北部障がい者等相談支援センター	相談支援事業者
2	市村 和也	越谷市東部障がい者等相談支援センター	
3	川嶋 まゆり	越谷市南部障がい者等相談支援センター	
4	青木 勇人	越谷市西部障がい者等相談支援センター	
5	齊間 匡彦	社会福祉法人 平徳会	障害福祉サービス事業者
6	倉野 成美	特定非営利活動法人 総合福祉センターTake	
7	中山 真司	特定非営利活動法人 結	
8	松浦 啓子	特定非営利活動法人 ぶなの里越谷	
9	熊谷 真貴子	越谷公共職業安定所	関係行政機関
10	神田 和美	越谷市地域包括総合支援センター	
11	高橋 節子	南埼玉病院	保健医療福祉関係者
12	小野 敦郎	越谷市保健所 精神保健支援室	
13	武田 智子	越谷市教育委員会 教育センター	関係教育機関
14	子松 香織	埼玉県立越谷西特別支援学校	
15	杉田 聡	埼玉県立越谷特別支援学校	
16	尾ヶ井 咲子	知的障害者相談員	障害者相談員
17	金岡 ユキ	越谷市精神障害者を守る会 やまびこ家族会	
18	梅崎 薫	埼玉県立大学	学識経験者
19	竹村 康子	越谷市社会福祉協議会	
20	式場 翼男	越谷市民生委員・児童委員協議会	

4. 越谷市障がい者計画等策定委員会

(1) 越谷市障がい者計画等策定委員会設置要領

(設置)

第1条 越谷市障がい者計画及び越谷市障がい福祉計画並びに越谷市障がい児福祉計画の策定に際し、必要な事項を協議し、計画案を作成するため、越谷市障がい者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、福祉部長及び子ども家庭部長の職にある者及び別表に掲げる課所に所属し、課長相当の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉部長、副委員長は子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は策定委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(専門部会)

第5条 計画案の作成に際し、専門事項の検討及び調査研究を行うため、策定委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、福祉部障害福祉課長及び子ども家庭部子育て支援課長の職にある者及び別表に掲げる課所に所属し、調整幹、副課長又は主幹の職にある者をもって充てる。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は福祉部障害福祉課長、副部会長は子ども家庭部子育て支援課長の職にある者をもって充てる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

5 部会長は、専門部会を代表し、会議の議長となる。

6 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 策定委員会の委員及び専門部会の部会員の任期は、越谷市障がい者計画等の策定が完了するまでの期間とする。

(庶務)

第7条 策定委員会及び専門部会の庶務は、福祉部障害福祉課及び子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 策定委員会委員一覧（令和3年3月現在）

（◎：委員長 ○：副委員長）

No.	職名
1	◎ 福祉部長
2	○ 子ども家庭部長
3	市長公室政策課長
4	市長公室人権・男女共同参画推進課長
5	総務部人事課長
6	市民協働部市民活動支援課長
7	市民協働部危機管理課長
8	福祉部福祉推進課長
9	福祉部福祉指導監査課長
10	福祉部生活福祉課長
11	福祉部障害福祉課長
12	福祉部地域包括ケア推進課長
13	福祉部介護保険課長
14	子ども家庭部子育て支援課長
15	子ども家庭部子育て支援課児童発達支援センター所長
16	子ども家庭部子ども育成課長
17	保健医療部市民健康課長
18	保健医療部保健総務課長
19	保健医療部保健総務課精神保健支援室長
20	環境経済部産業支援課長
21	建設部道路建設課長
22	都市整備部都市計画課長
23	都市整備部建築住宅課長
24	教育総務部生涯学習課長
25	教育総務部スポーツ振興課長
26	学校教育部指導課長
27	学校教育部教育センター所長

(3) 策定委員会専門部会部会員一覧（令和3年3月現在）

（◎：部会長 ○：副部会長）

No.	職名
1	◎ 福祉部障害福祉課長
2	○ 子ども家庭部子育て支援課長
3	市長公室政策課主幹
4	市長公室人権・男女共同参画推進課主幹
5	総務部人事課副課長
6	市民協働部市民活動支援課副課長
7	市民協働部危機管理課副課長
8	福祉部福祉推進課調整幹
9	福祉部福祉指導監査課副課長
10	福祉部生活福祉課副課長
11	福祉部障害福祉課調整幹
12	福祉部地域包括ケア推進課副課長
13	福祉部介護保険課調整幹
14	子ども家庭部子育て支援課副課長
15	子ども家庭部子育て支援課児童発達支援センター副所長
16	子ども家庭部子ども育成課調整幹
17	保健医療部市民健康課調整幹
18	保健医療部保健総務課主幹
19	保健医療部保健総務課精神保健支援室副室長
20	環境経済部産業支援課副課長
21	建設部道路建設課主幹
22	都市整備部都市計画課主幹
23	都市整備部建築住宅課主幹
24	教育総務部生涯学習課調整幹
25	教育総務部スポーツ振興課副課長
26	学校教育部指導課主任指導主事
27	学校教育部教育センター主幹

5. アンケート調査等の概要

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

令和3年度を始期とする「第5次越谷市障がい者計画」及び「第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画」の策定にあたり、障がい者・児を取り巻く状況や課題、ニーズなどを把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

② 調査方法と調査期間

調査方法：郵送配布、郵送回収等

調査期間：令和元年11月5日～令和2年1月14日

調査票：③に掲げるア～ケの対象に向けた全9種類の調査票により実施

③ 回収結果

調査区分	配布件数 (件)	回収件数 (件)	回収率 (%)
ア 身体障がい者	1,696	905	53.4
イ 知的障がい者	392	172	43.9
ウ 精神障がい者	506	253	50.0
エ 発達障がい者	121	46	38.0
オ 高次脳機能障がい者	20	6	30.0
カ 難病患者	80	41	51.3
キ その他の市民	2,892	1,117	38.6
ク サービス事業所等	161	64	39.8
ケ 障がい者を雇用している企業	30	20	66.7
合計	5,898	2,624	44.5

(2) 設問の内容

■障がい者等調査

項目	主な設問項目
回答者の属性	性別、年齢、所持している障害者手帳、病名、調査票の回答者
生活の状況	住まい、同居者、収入源
介助の状況	必要な介助の程度、主な介助者
障がい者の権利擁護について	虐待に関すること、差別や偏見に関すること、障害者差別解消法の認知、成年後見制度の利用意向
健康状態、保健・医療について	健康状態、医療的ケアの状況、リハビリの状況、医療機関の受診時に困っていること
就学について	就学状況、通園・通学に際し困っていること
仕事について	就労状況、職場で困っていること、今後の就労希望、就労環境
福祉サービスについて	サービスの利用状況と利用意向、サービスの改善すべき点、介護保険の認定状況及び介護保険サービスの利用状況
暮らし方について	今後の生活の希望、ひとり暮らしについて、希望する生活のために必要なこと
外出について	外出の状況、外出の手段、外出時に不便なこと
防災について	指定避難所等の認知、避難の際にあるとよい支援、災害に備えて取り組んでほしいこと
余暇・社会参加・生活全般について	自治会への加入状況、参加している活動・参加したい活動、社会参加できるようにするために大切なこと、生活で困っていること、相談相手、情報の入手方法
障がい福祉施策について	越谷市手話言語条例の認知、ヘルプカード・ヘルプマークの認知、暮らしやすいまちづくりに向けた重要な施策
家庭内での介助の状況	介護者の年齢、健康状態、就労状況、介助で特に大変なこと、介助するうえでの悩み 〔18歳未満を対象〕保護者自身が支援してもらいたいこと、卒業後に円滑な日常生活や社会生活を送るために必要と思う支援

■その他市民対象調査

項目	主な設問項目
回答者の属性	性別、年齢、職業、障がいや難病等の有無、障がい者等との交流
防災について	災害に備えた障がい者等への安全対策として取り組むべきこと
障がい(児)者の権利擁護について	障がい者等への虐待に気づいた場合の対応、障害者虐待防止法の認知、障害者差別解消法の認知、障がい者等に対する差別や人権侵害に関すること
障がい福祉施策に対する意識について	障がい福祉施策への関心、障がい者等の介助(支援)をした経験、障がい者福祉に関する各種取組や用語等の認知
情報の入手について	保健・福祉に関する情報の入手方法
地域で取り組む福祉について	「地区コミュニティ推進協議会」の認知、障がい者等が地域で困っている場合にできること、高齢者や障がい者等を支える活動の参加について
福祉のまちづくりについて	越谷市手話言語条例の認知、障がい者等にとって暮らしやすいまちづくりに向けた重要な施策

■サービス事業所対象調査

項目	主な設問項目
事業所について	事業所の概要、事業運営上の課題、職員の過不足状況、災害時における障がい者の受入れ、職員・支援員の障がいに対する理解
障がい(児)者の権利擁護について	虐待の把握状況、虐待をなくすために必要なこと
越谷市のサービスについて	不足していると感じられる福祉サービス、定員増員や新規参入が進まない理由
障がい者の工賃収入の向上について	障がい者の工賃収入の向上のために必要なこと
その他	サービス提供にあたって市に望むこと

■民間企業対象調査

項目	主な設問項目
事業所について	事業所の概要、障がい者の雇用状況、障がい者雇用に取り組む動機、雇用する際に相談や連携をした機関等、障がい者雇用を支援する制度の利用状況と利用意向
障がい者の権利擁護について	障害者虐待防止法の認知、障害者差別解消法の認知、雇用にあたって配慮したことや職場で配慮していること、職員の障がい者雇用に対する理解

6. パブリックコメントの実施結果の概要（件数等）

■パブリックコメントの実施概要

意見募集期間	令和2年12月26日（土曜）から令和3年1月25日（月曜）
閲覧方法	障害福祉課（第三庁舎1階）、子育て支援課（第二庁舎2階）、情報公開センター（本庁舎2階）、北部出張所、南部出張所、各地区センター、障害者福祉センターこぼと館（中央市民会館1階）、障害者就労訓練施設しらこぼと、市ホームページ
意見提出方法	障害福祉課・子育て支援課への提出（直接持参、または、電子メール・郵送・FAXにて提出） 情報公開センター・北部出張所・南部出張所・各地区センター・障害者福祉センターこぼと館・障害者就労訓練施設しらこぼとに設置しているご意見箱への投函
意見数	意見提出者：5人 意見数：20人

■意見数内訳

市の考え方の区分
A：意見（または意見の一部）を反映し、計画案を修正します
B：すでに計画案に意見の趣旨が含まれています
C：計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします
D：その他

項目	件数	市の考え方			
		A	B	C	D
計画全体					
第1章					
第2章					
第3章					
第4章					

7. 用語解説

※< >内の数字は主な該当ページ

あ

●移動支援事業 〈16、33〉

障害者総合支援法による地域生活支援事業として市町村が実施する事業のひとつで、屋外での移動が困難な障がい者等の自立及び社会参加を支援するために外出支援を行う。

●医療的ケア、医療的ケア児 〈11、12、38、39、40、41〉

看護師や家族が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のことをいう。近年、医療技術の進歩等に伴い、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院後も日常生活を営むために医療的ケア必要とする児童が増加している。

●インクルージョン 〈38、40〉

障がいのある子どももいない子どもも区別なく、ともに学ぶ機会を作っていくことをいう。

●NPO 〈21、23、45〉

民間非営利組織、「Non-Profit Organization」「Not-for-Profit Organization」の略で、利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織（団体）のことをいう。平成10年12月にNPO法（特定非営利活動促進法）が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになった。

●親亡き後 〈22〉

親を亡くした障がい者の生活支援や財産管理といった生活支援に関するさまざまな課題を指す。

か

●ガイドヘルパー派遣事業 〈33〉

重度の視覚障がい者や車イス利用者が外出する時に、付き添い介助を行うサービスのことをいう。通院や公的な手続き等のための外出に利用できる。

●学習障がい（LD:Learning Disabilities） 〈42〉

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指す。

●基本的な指針（正式名称「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」） 〈1、5、42 など〉

令和2年5月19日に改正。障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくもので、都道府県や市町村が「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を定めるにあたり、即すべき事項について規定されている。

●居住・施設系サービス <16、22>

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等のうち、「自立生活援助」、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」といったひとり暮らしや共同生活、入所施設での生活を支援するサービスのことをいう。

●共同生活援助（グループホーム） <5、6、16、22、23、44、45>

知的障がい者や精神障がい者などが、地域で概ね4～5人で共同生活をする場（グループホーム）において、主に夜間や休日に利用者の相談や日常生活上の援助を行う。

●強度行動障がい <5、6>

周囲の環境の影響等により、自分の体を叩く、食べられないものを口に入れる、危険につながる道路上での飛び出しなど、本人の身体又は生命を損ねる行動や、他人を叩く、物を壊すなどの行動が、高い頻度で起こる状態のことをいう。

●健康づくり行動計画 <2>

健康寿命の延伸をめざし、行動目標と数値目標を具体的に掲げ、市民一人ひとりが主体となり、市民と地域・団体と行政が一体となって健康づくりを推進するために策定された計画で計画期間は平成26年度～令和5年度となっている。

●高次脳機能障がい <5、7>

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする。記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障がいで、外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくい場合や、本人自身が障がいを十分に認識できない場合がある。

**●施設入所支援 <16、22>**

障害者支援施設に入所する人に、主に夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスのことをいう。

●市民後見人 <28、51>

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々の代わりに法律行為を行う後見人として、一定の知識・倫理等を身につけた一般市民の中から、家庭裁判所に選任された人のことをいう。

●就労移行支援 <9、10、16、19、20、21>

一般就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供する障害福祉サービスのことをいう。

●就労移行支援事業等 <9、10>

本計画では、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）を指す。

●就労継続支援 〈9、10、16、19、20、21〉

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の活動の機会を通じて知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う障害福祉サービスのことをいう。

事業にはA型とB型があり、A型の事業所では、事業所との雇用契約が結ばれ、労働基準法や最低賃金法が適用される。

●就労定着支援 〈9、10、16、19、20、21〉

障害福祉サービスのひとつ。一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、助言・指導等の支援をする障害福祉サービスのことをいう。

●就労定着率 〈9、10〉

就労定着支援事業所における過去3年間の総利用者数のうち、年度末時点で就労定着している人数の割合のことをいう。例えば、ある就労定着支援事業所の平成30年度から令和2年度までの総利用者数が40人で、この40人のうち令和3年3月31日時点において就労を継続している人数が32人である場合、その事業所の就労定着率は8割ということとなる。

●手話通訳者 〈29、34、35〉

手話通訳により聴覚や音声言語機能等に障がいのある方にコミュニケーションの支援を行う人のことをいう。

●障害者虐待防止法（正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」） 〈51〉

障がい者への虐待を防止し、障がい者の尊厳を守ることを目的として、平成24年10月に施行された法律のことをいう。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、障がい者を雇用する事業主などの障がい者虐待の防止等のための責務を規定するとともに、虐待を受けたと思われる障がい者等を発見した者に対する通報義務などについて規定している。

●障害者差別解消支援地域協議会 〈51〉

「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されたことに伴い、障がいを理由とする差別を解消するために、障がい者にとって身近な地域において、関係機関が連携し地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行う協議体のことをいう。本市においては、障害者地域自立支援協議会の専門部会がこの役割を担っている。

●障害者就労支援センター 〈45〉

障がい者や事業所を対象に障がい者の就労や雇用に関する相談や職場実習体験・職場開拓など、障がい者の職業的、社会的自立を促進するための総合的支援を行う機関のことをいう。

●障害者地域自立支援協議会 〈8、23、27、36、43、46、50〉

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉サービスに関する支援体制の構築に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する協議体のことをいう。中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などが主な機能として挙げられる。

●障害者総合支援法（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）
〈1、2、3、16、25〉

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に基づき、福祉サービス等について、一元的に提供する仕組みとして施行されている法律のことをいう。

●障害者文化芸術活動推進法（正式名称：障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）〈1〉

平成30年6月13日に公布、施行された法律で、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

●自立訓練 〈16、19、20、21〉

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービスのことをいう。

●身体障害者相談員 〈50〉

身体に障がいのある方の相談に応じ、更生のために必要な援助を行うことを市長から委嘱された人のことをいう。

●ストーマ装具 〈30、32〉

ぼうこう、直腸機能等に障がいにより、ストーマ（腹部に設けた便や尿の排泄口のこと）を造設している方が使用する装具のことをいう。

●生活介護 〈9、16、19、20、21〉

常に介護を必要とする方に、日中に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、施設において、創作的活動又は生産活動の機会を提供する障害福祉サービスのことをいう。

●成年後見制度 〈16、27、28、51〉

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が公的手続きなどの法律行為を行う場合に、一人で行うことが難しい契約の締結や本人にとって不利益な契約を取り消すことなど、本人を保護・支援する制度のことをいう。

●全身性障害者介護人派遣事業 〈33〉

重度の全身性障がい者の外出援助等のために、障がい者の推薦により市町村が適当と認めた介護人を派遣する事業のことをいう。

た

●地域活動支援センター 〈16、33、34〉

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者及びその保護者の状況に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行う機関のことをいう。

基礎的事業に加え、事業内容に応じⅠ型～Ⅲ型までの類型を設定している。

Ⅰ型：医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行う。

Ⅱ型・Ⅲ型：地域の障がい者が通所し、生活訓練、作業訓練等必要な支援を受けるための事業を行う。Ⅱ型・Ⅲ型の事業の内容は基本的には同じであり、利用人数によって区分される。

●地域生活支援事業 〈3、16、25、28、36、50 など〉

市町村の実情に合わせて実施することが義務付けられているもので、障がいのある方の地域での日常生活又は社会生活の営みを支援する。相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業などが市町村が必須で行う事業とされている。

●知的障害者介護人派遣事業 〈33〉

在宅の重度の知的障がい者に対し、外出援助等のための介護人を派遣することにより、知的障がい者の生活圏の拡大を図り、その社会参加を促進する事業のことをいう。

●知的障害者相談員 〈50〉

地域で知的障がいのある方やその保護者の相談に応じ、自立に必要な指導・援助を行うことを市長から委嘱された人のことをいう。

●注意欠陥多動性障がい（ADHD:Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder） 〈42〉

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性または多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすことがある。

●読書バリアフリー法（正式名称：視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律） 〈1〉

令和元年6月28日に公布、施行された法律で、書籍について、視覚による表現の認識が困難な障がい者の読書環境の整備を計画的に推進することを目的としている。

な

●日中活動系サービス 〈5、16、19、20、21〉

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」など、日中の事業所への通所などをとおして、障がい者が介護や就労に向けた支援、生産活動の機会の提供を受けるサービスのことをいう。

は

●発達障害者支援センター 〈45〉

自閉症などの発達障がいのために社会生活の支援が必要な方と家族を支援する機関のことをいう。埼玉県では、発達障害者支援法に基づいて、埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」の業務を「社会福祉法人けやきの郷」に委託している。

●PDCAサイクル 〈52〉

Plan/Do/Check/Action の頭文字を取ったもので、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいう。

●法人後見 〈16、28〉

親族以外の人で後見人に選任される、第三者後見人のひとつ。社会福祉協議会が法人として、後見人に選任されるもの。他に、第三者後見人として、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職後見人がある。

●訪問系サービス 〈5、16、17、18、33〉

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、「居宅介護」、「行動援護」、「重度訪問介護」など、障がい者の在宅生活を維持するための介護や外出支援を行うもののことをいう。


 ま

●盲ろう者向け通訳・介助員 〈34、35〉

視覚と聴覚の重複障がい者にコミュニケーションや移動等の支援を行う人のことをいう。障がいの状態（全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴）や、盲ろう者となった経過（点字になじんだ「盲ベース」、手話になじんだ「ろうベース」など）の違いなどにより、指文字、触手話、弱視手話、指文字、手書き文字、ブリスト（紙テープに出力する点字タイプライター）、パソコン通訳、音声通訳などの専門的なコミュニケーション技法を用いた支援を行う。


 や

●要約筆記者 〈29、34、35〉

会議や講演会等で紙等に話の要旨を書くことにより、聴覚障がいや音声言語機能障がいがある方のコミュニケーションを支援する人のことをいう。


 ら

●リハビリテーション 〈19、50〉

障がい者などに対し、機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる一連の働きかけをいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにととどまらず、障がい者のライフステージの全ての段階において全人的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加をめざすものとして、重要となっている。

●録音図書 〈50〉

音訳者が視覚障がいのある利用者への情報提供を目的として製作した録音物で、一定の基準に基づいて、「文字、図、表等をできる限り忠実に音声化したもの」のことをいう。

8. 障害者手帳所持者数等の推移

表1-1 身体障害者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）

(人)

	総数	18歳未満	18～64歳	65歳以上	
H28	9,092	243 (2.7%)	2,584 (28.4%)	6,265 (68.9%)	
H29	9,020	233 (2.6%)	2,504 (27.8%)	6,283 (69.7%)	
H30	9,147	250 (2.7%)	2,464 (26.9%)	6,433 (70.3%)	
H31	9,166	244 (2.7%)	2,462 (26.9%)	6,460 (70.5%)	
R2	9,305	240 (2.6%)	2,484 (26.7%)	6,581 (70.7%)	
推計	R3	9,380	241 (2.6%)	2,465 (26.3%)	6,674 (71.2%)
	R4	9,399	243 (2.6%)	2,445 (26.0%)	6,711 (71.4%)
	R5	9,407	240 (2.6%)	2,434 (25.9%)	6,733 (71.6%)

表1-2 療育手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）

(人)

	総数	18歳未満	18～64歳	65歳以上	
H28	1,964	671 (34.2%)	1,241 (63.2%)	52 (2.6%)	
H29	2,045	693 (33.9%)	1,301 (63.6%)	51 (2.5%)	
H30	2,130	708 (33.2%)	1,364 (64.0%)	58 (2.7%)	
H31	2,206	732 (33.2%)	1,410 (63.9%)	64 (2.9%)	
R2	2,293	758 (33.1%)	1,470 (64.1%)	65 (2.8%)	
推計	R3	2,384	790 (33.1%)	1,525 (64.0%)	69 (2.9%)
	R4	2,478	826 (33.3%)	1,579 (63.7%)	73 (3.0%)
	R5	2,561	845 (33.0%)	1,639 (64.0%)	77 (3.0%)

表1-3 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）

(人)

	総数	18歳未満	18～64歳	65歳以上	
H28	2,063	54 (2.6%)	1,687 (81.8%)	322 (15.6%)	
H29	2,281	66 (2.9%)	1,878 (82.3%)	337 (14.8%)	
H30	2,477	69 (2.8%)	2,052 (82.8%)	356 (14.4%)	
H31	2,754	78 (2.8%)	2,306 (83.7%)	370 (13.4%)	
R2	3,019	95 (3.1%)	2,544 (84.3%)	380 (12.6%)	
推計	R3	3,280	108 (3.3%)	2,779 (84.7%)	393 (12.0%)
	R4	3,537	121 (3.4%)	3,012 (85.2%)	404 (11.4%)
	R5	3,800	132 (3.5%)	3,255 (85.7%)	413 (10.9%)

※（ ）内は手帳所持者全体に占める割合です。

※構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

表1-4 自立支援医療（精神通院）制度利用者数の推移（各年3月31日現在）

(人)

		総数
H28		4,268
H29		4,505
H30		4,747
H31		5,140
R2		5,575
推計	R3	5,846
	R4	6,110
	R5	6,364

表1-5 指定難病医療給付及び小児慢性特定疾病医療給付の
受給者数の推移（各年3月31日現在）

(人)

		総数	指定難病医療 給付受給者数	小児慢性特定疾病 医療給付受給者数
H28		2,347	2,068	279
H29		2,469	2,193	276
H30		2,298	2,022	276
H31		2,353	2,065	288
R2		2,516	2,225	291
推計	R3	2,537	2,245	292
	R4	2,543	2,253	290
	R5	2,546	2,257	289

第6期越谷市障がい福祉計画

第2期越谷市障がい児福祉計画

令和3年3月発行

発行／越谷市

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048 - 964 - 2111 (代表)

FAX 048 - 963 - 9171

編集／越谷市 福祉部 障害福祉課

子ども家庭部 子育て支援課